

午前10時2分 開議

議長（角谷英男君） おはようございます。ただいまから平成14年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、13番 稲留照雄君からは欠席の届け出が出ておりますので、報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において18番 成田政彦君、22番 巴里英一君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第10号 泉南市立若松湯条例の制定についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました議案第10号に関し、委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長真砂 満君。

総務文教常任委員長（真砂 満君） おはようございます。ただいま議長より報告の旨の指名を受けましたので、これより去る3月13日の本会議において総務文教常任委員会に付託を受けました議案第10号、泉南市立若松湯条例の制定について、審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。なお、審査結果につきましては、お手元に御配付申し上げております審査報告書のとおりでございます。

以下、審査経過の概要につきまして御報告申し上げます。

本常任委員会は、去る3月14日に委員及び関係理事者の出席のもとに開催し、慎重に審査を行いました。議案第10号の泉南市立若松湯条例の制定については、地域に入浴機能を提供することにより、生活環境における利便性の向上と地域交流の促進を図るためとの趣旨で提案され、委託先、従業員の賃金並びに身分保障、利用券売機、周知期間等々の問題が議論されました。

まず初めに、委託先の問題では、公共的団体に委託することのだが、共同浴場運営協議会、施設管理協会等の設置やシルバー人材センターの活用はとの問いに、適切な団体に業務依頼を考えて

いるが、業務内容からシルバー人材センターでは無理があると判断していることと、行革でも議論している統合的に管理できるものについては、その方向で検討するとの答弁がありました。

また、委託先として泉南市人権協会についての業務内容などの議論があり、公共的団体の定義と対象範囲をもっと明確にすべきとの強い意見がありました。

次に、従業員の賃金、身分保障等の議論については、現行の給与体系は月額幾らなのか、今後の体系はどういう形に持っていくのか、身分保障はどう考えているのか、2つの浴場を1つに整理し合理化が図られているのか、地方自治法、また労働基準法に照らして問題はないのか、人件費の見積もり積算根拠はあるのか等々の問いに、平成13年度では、若松湯管理人は月額16万9,000円と4.4カ月分の期末手当、年間277万1,600円、寿湯管理人は月額15万9,000円と4.4カ月の期末手当、年間260万7,600円、補助員は若松湯8万8,500円、年間で145万1,400円、寿湯8万2,500円、年間135万3,000円、合計で約820万円程度になるとのことでした。

今後の体系としては、健康保険、その他の保険、退職引当金等も含めて契約してきたのか否かを議論の中に入れていかなければならないと考えているとのことでした。

身分保障については、委託契約の形式をとっていること、NPO（非営利活動法人）への委託等の検討も含め、今後の課題としたいとの答弁がありました。

人員の合理化については、2浴場を整理する中で、現行週2日休業していたものを月2日休業に、営業時間を5時から10時までを4時から11時までに延長することにより、これまでそれぞれ2名体制で行ってきたものを交代要員を含め4名体制で行うとのことでありました。法律上の問題では、委託契約であるので、市と雇用関係にないとのことでありました。

人件費部分の積算根拠につきましては、これまでの実績や府下での参考資料に基づき超概算として予算化しているが、あくまで委託契約である以

上、人事面は市として関与していないとのことであります。

次に、利用券売機について、券売機を設置し、合理化を図るべき、券売機では年齢区分の不正が行われる可能性があるとの質問に、現在2台の券売機があるが、老朽化が激しく稼働していないとのことでした。また、修理も不可能であり、新規購入には約120万円程度の費用が必要であり、今後予算化に向け努力していきたいとのことでした。また、現在解放会館で発行している証明書を行政の中で発給していくか、市民証の利用等も検討していきたいとのことでした。

次に、一般開放するに当たり周知期間をどのように設けるのかとの問いに、条例には施行日を施行規則において定めることにしているので、準備期間が整った段階で施行規則をつくりたいとのことでした。また、PRについては、条例が通過し、浴場が整備されれば、市の広報誌やチラシ等通じて行うとのことでした。

その他の議論では、市営の共同浴場ではなく、ふるのな家庭に補助金を出し、ふるをつくってもらう施策をしてはどうかとの問いに、市営住宅でもまだまだ充足されておらず、公衆衛生上も共同浴場は必要であるとの答弁でした。

また、料金について、条例ではなく規則で行う方が運営上よいのではないかと、料金設定では大人の半額が通常小人の料金ではないかととの問いに、料金については条例事項として定めなければならないとされているとの答弁があり、料金設定は各市の状況や一般浴場の運営を圧迫しないという部分を勘案し、提案させていただいている点を理解していただきたいとのことでした。

以上、活発な議論の後、討論に入りました。

討論では、浴場そのものは整備され、特定団体から離れたという点を評価するが、公共団体に委託するという点で、仮に泉南市人権協会に委託された場合、同和という問題は払拭されない点について問題があることを指摘して賛成するとの意見があり、採決の結果、本件は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

以上、甚だ簡単ではございますが、本常任委員会に付託を受けました議案第10号に対する報告

といたします。議員各位におかれましては、委員会同様よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

小山君。

3番（小山広明君） ただいま真砂委員長の方から御報告のありました議案第10号の泉南市立若松湯条例の制定について、反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

同和事業としてやられましたこの2つの浴場を1つにするという問題は、明らかに同和事業というものが社会全体の整備を促進していくという、そういう大きな願いに立つとき、明らかに私は後退だと思うわけでありまして、特に、高齢化をしていく中で、ひとり暮らしの人がふえてくる中では、このような浴場というのはこれからますます必要性が高まっていくわけでありまして、これを1つにするということは、明らかにそういうお年寄りなど、またひとり暮らしの人たちに大きな不便を強いるものであります。

同和事業というのは、同和地域だけの問題ではなく、社会全体にその社会的整備を充実していくということからいえば、明らかにこの問題は後退でありますし、また料金についても値上げという結果になるわけでありまして、今の状況、最も戦後厳しい、暮らしづらいという状況の中で、私はこの問題は後退した対応だと思うわけでありまして。

やはりこの問題をもっと市一般施策として、同和事業の精神を市全体に広げるということになるならば、私はこのような方法というのはとるべきではない。むしろ2つの浴場を残して、そして使いやすい、もっと市民全体が使えるような、そういう整備をしていくことが私は大事だと思っております。

そういう点で反対をしますので、議員皆さんの賛同をひとつよろしくお願いをしたいと思います。議長（角谷英男君） ほかに。 松本君。

11番（松本雪美君） 議案第10号、泉南市立

若松湯条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

昭和45年若松湯、昭和46年には寿湯が同和対策事業としてわずか700世帯余りの小さな鳴滝地区に特別に2浴場が建設され、これまでに三十数年を経過してまいりました。

この2浴場の運営については、部落解放同盟という特定団体に委託される中で、毎年赤字分を市は補てんしてきました。その額は年間1,200万から1,300万円にも上り、市民の血税がつぎ込まれてきたところであり、にもかかわらず、建設当時から市の施策として進められたのに設置条例も制定されずに、そのずさんさはきわまるものでありました。

市は、13年度末でいわゆる地対財特法の失効に伴い、浴場の運営についても一般施策化するというのでありますが、14年度の予算は同和事業として残されていることは問題であるということをご指摘しておきたいと思っております。

2浴場は1浴場とし、老朽化した施設を整備改修し、市営浴場として若松湯が再スタートするというのであります。400万から500万の経費が節減され、厳しい市財政にもわずかであっても貢献できることが報告されました。

浴場の管理・運営については、条例第5条では公共団体に委託するというのでありますが、これまで管理、委託されてきた特定団体からきっちり切り離すことは当然のことです。仮に、人権協会やNPOなどに委託されるというのであれば、この組織が人権イコール同和ということが払拭されない限り、真の一般施策化はあり得ません。地域住民の憩いの場、触れ合いの場となるよう、地域福祉の増進につながっていくためにも、こうした問題点を指摘し、今後の施策の中で位置づけていっていただきたいと思っております。

これで賛成討論といたします。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本件については、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり原案のとおり決することに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第11号 泉南市立駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました議案第11号に関し、委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長真砂 満君。

総務文教常任委員長（真砂 満君） 議案第10号とともに総務文教常任委員会に付託を受けた議案第11号、泉南市立駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。なお、審査結果につきましては、お手元に御配付申し上げております審査報告書のとおりでございます。

本常任委員会は、去る3月14日に委員及び関係理事者の出席のもとに開催し、慎重に審査を行いました。今回の条例改正の趣旨は、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）の平成13年度末の失効を受けて、同和行政が特別対策から一般施策へ移行することに伴い、駐車場の使用料について改定を行い、あわせて手続規定についても所要の改正を行おうとするものであります。この意を受けて、本委員会では主に料金、管理、周知期間等の議論がなされました。

まず初めに、料金問題では、家賃と同様で近傍料金や他の自治体料金はどうか、また使用料の振り込みをしてはどうかとの問いに、市営住宅周辺では値下げする駐車場も出てきているが、5,000円から6,000円、府営住宅は5,000円で、他市の状況は、堺市が2,000円から2,500円、和泉市3,000円、泉佐野市は無料、貝塚市が1,500円から2,000円であるとの報告がありました。

また、振り込みについてアンケートを実施したところ希望者は皆無で、現在100%の集金状況を見たとき、現行の形で行いたいとのことでした。

次に、管理の問題では、管理人の賃金、業務内

容はとの問いに、管理人という形式ではなく、管理業務委託料として月額15万円を支払い、芝手、鳥淵、宮本の3駐車場の清掃業務、不法駐車管理、料金の徴収等の管理業務を委託しているとのことでした。それについて、3駐車場78台で毎日清掃の必要性があるのか、不法駐車は警察に、料金は振り込みにとの意見がありました。

次に、周知期間では、3月28日に本会議通過で4月1日実施はいかなものか、本来一定周知期間を設けるべきではないかとの問いに、既に業務委託先を通じ利用者に対して料金値上げを示唆しており、委員会で可決後、予定お知らせという形で周知し、御理解を賜る中で、予定どおり4月1日から実施したいとのことでした。

ほかに、法期限切れに伴う料金改定を一度に行うとかなりの負担増になること、使用料改正は泉南市全体で見直すべき等の意見がありました。

討論では、委託先、管理業務について問題点はあるが、賛成するとの討論があり、採決の結果、本案につきましては全会一致でもって原案を可とするとの決定がなされました。

以上、甚だ簡単ではございますが、本常任委員会に付託を受けました議案第11号に対する報告といたします。議員各位におかれましては、委員会同様よろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

小山君。

3番（小山広明君） 反対の立場から討論をさせていただきたいと思いますが、同和事業に対する特別な施策がこの3月末で切れるという中での改正ということでありませぬけれども、この際こういう一般施策にしていく中で、運営のあり方ということを中心に根本から見直す必要があると思いません。

この報告の中でも、この管理委託というものを市同促というものの名前を変えて同じような組織の中に委託するということが報告されましたけれども、やはりこれまで果たしてきた市同促の役割というのは、市民全体の立場から行政にアドバイ

スをしたり協力をしたりといういわば公的な機関であると思えます。

今回、NPOとか非営利団体というような行政の任務を民間が積極的に担うというものが法的にも整備をされてまいりました。特に、このような同和問題というものは、法が打ち切られるという状況にあっても、なおその現状は厳しいものがあるのは当然であります。そういう中で、この委託先の問題については、私は市同促の名前を変えたそのような中に委託することには問題があると思いません。

そういう事業をやったり、お金を使ったり人を雇ったりというそういう問題については、NPOや非営利団体に任せていくことがいいと思えますが、行政の答弁の中でもそのようなことを検討するとは言いながら、これまでの経過を踏まえてというようなあいまいな答弁があるわけでありませぬけれども、このような条例の改正に当たって、民間というものにそういう事業をやはり任せていくべきではないか。そのことが同和問題や部落問題を広く市民が理解をしていくということにも大きくつながるわけでありませぬし、そのような手法について私は現在の報告では賛成はできないということで、反対討論にさせていただきたいと思いません。

議長（角谷英男君） ほかに。 松本君。

11番（松本雪美君） 議案第11号、泉南市立駐車場条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

地域改善対策財政特別措置法が13年度末で失効となり、この特別措置は法の目的を達したことで名実ともに廃止されます。こうしたもとの、市はこれまでの特別対策として進められてきた市営駐車場についても一般施策化するということでもあります。そして、市営駐車場の使用料も改定し、普通車は2,500円から3,500円、軽は3,000円とし、78台分で約100万円の増収になることが質疑の中でも明らかになりました。

しかし、近隣の民間の駐車場は5,000円から6,000円、府営の駐車場も同じような額となっているということでもあります。今回の駐車料金の改定には、こうしたことを見ても問題を残すとこ

るのではないのでしょうか。

また、委託先については、市同和促進協議会を改組し、新たな組織のもとに運営していくということであり、管理人に支払われてきた管理費についても、毎月15万円ということであり、管理実態にふさわしいものとなっているかの問題点も指摘をしておきたいと思います。

今後、泉南市同和促進協議会が改組され、新たな委託先が名称を変えただけでなく、事業委託にふさわしいものになるよう、非営利団体を幅広く選出し、地対財特法の失効後にふさわしいものにしていくことを強く求めて、賛成といたします。議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本件については、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第11号は、委員長の報告どおり原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第12号 市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました議案第12号に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員会委員長小山広明君。

産業建設常任委員長（小山広明君） 議長より報告の旨の指名を受けましたので、ただいまから去る3月13日の本会議において産業建設常任委員会に付託を受けました議案第12号の市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査の経過並びに結果の報告を申し上げたいと思います。なお、審査結果につきましては、お手元に御配付申し上げております審査結果報告書のとおりでございます。

以下、審査経過の概要につきまして御報告申し上げます。

本常任委員会は、去る3月14日に委員及び関係理事者の出席のもとに開催をし、慎重に審査を

行いました。

さて、今回の条例の改正については、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）の平成13年度末の失効を受けて、同和行政が特別対策から一般施策へ移行することに伴い、市営住宅駐車場の使用料について改定を行い、あわせて手続規定についても所要の改正を行うという趣旨の提案であり、この意を受けて、本委員会では冒頭より本条例案に対する質疑に入りました。

質疑の中で、まず今回の値上げは、地対財特法の失効によるものか、あるいはハード面の施設整備を行うためのものか、あるいは近傍地との格差をなくすためのものかとの問いに、これについては、特別対策としての同和对策事業の一環として、市営住宅の駐車場及び我々が管理している駐車場について行ってきており、用地買収等いろいろな部分で特別対策による法整備のもとで補助金をいただき、また起債についても起債償還補助という形で8割の補助をいただいていたが、地対財特法が失効するに伴い、一般施策へ移行するという見解のもとに、一般の地域の駐車場と同じレベルの金額をいただくのが当然であり、値上げという形にしたものであるとのことでした。

ちなみに、近隣と府営住宅の駐車料金は5,000円で、私ども職員が借りている駐車場の料金は3,000円であるとのことでした。

次に、この市営住宅駐車場の区画数及び駐車場の管理委託の運営状況について示せとの問いに、まず区画数については、現在普通自動車197区画、軽自動車21区画、合計218区画の区画数があり、またこの駐車場の管理委託の運営状況であるが、収入の面では、平成14年度については駐車場の値上げにより903万円となり、平成13年度と比べて249万円の増額であり、また支出については、管理委託料として平成14年度については月額30万円で、年間360万円となっており、これについては、平成13年度は泉南市同和事業促進協議会に委託しているところであり、その委託料は月額25万円で、年間300万円であったが、平成14年度については、区画数の増加に伴い、管理業務の負担が大きくなるため月額

5万円で、年間60万円の増額になっているとのことでした。

これに対して、同和行政が特別対策から一般施策に移行する中で、市営住宅の駐車場の管理業務については、泉南市同和事業促進協議会に委託しているようであるが、その理由について示せとの問いに、これについては、本市の条例により公共的団体に管理業務を委託することができるということになっており、委託先としてふさわしい能力を有している公共的団体を検討した中で、平成13年度については泉南市同和事業促進協議会に委託しているところであり、平成14年度の委託先については現在検討中であるとのことでした。

これに対して、本市職員が直接市営住宅の駐車場の管理業務を行えば委託料が節減できるようになるが、市が直接管理する考えはないかとの問いに、この管理業務の内容としては、駐車場の使用料の収納、駐車場の整理、巡回、監視、駐車場が荒らされないための保全、駐車場内の清掃、違法駐車を取り締まり等があり、本市が直接管理を行うよりも、地域に精通した方にやっていただく方が効率的、効果的に業務が遂行できるという観点から、この管理業務については委託しているところであるとのことでした。

これに関連して、市営住宅の駐車場の管理業務については、今まで泉南市同和事業促進協議会に委託してきているが、今後のこれの委託のあり方としては、適正に幅広く公共的団体を掌握した中で委託先については決定すべきではないかとの問いに、これについては、地域とのかかわりが非常に深く、また地域の雇用促進という面においても若干貢献しており、その辺も配慮した中で、現在委託している団体は改組され新しい団体になるが、それも含めた中で、一方ではさまざまなNPO（民間非営利団体）についても成長しつつあり、そういう状況も踏まえた中で、平成14年度については、最も適した団体に管理業務の委託をお願いしたいと考えているとのことでした。

これに対して、同和事業が特別対策から一般施策に移行した中で、地域の状況をよく踏まえ、非営利部分を持った企業の設立に対し、市としての独自の助成を行うことで、新しい企業を起こすと

いう環境づくりの整備をお願いしたいとの意見がありました。

なお、これに関連し、本市は泉南運輸企業組合との間に土地の賃貸借関係があると思うが、この使用料についても、市営住宅の駐車場料金や本市が管理している駐車場の料金を勘案した中で、だれもが納得できるような料金設定にすべきであると思われるが、その辺についての市としての見解を示せとの問いに、御指摘の点については、今後の検討課題としたいとのことでした。

以上が質疑の主な概要であります。

続いて、討論、採決に入りました。本議案については、討論は全くなく、かくして採決の結果、本議案につきましては、全会一致をもって原案を可とするとの決定がなされました。

以上、甚だ簡単ではございますが、本常任委員会に付託を受けました議案第12号に対する報告といたします。議員各位におかれましては、委員会同様よろしくお願い申し上げまして、委員長報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（角谷英男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

和気君。

19番（和気 豊君） 議案第12号、市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について討論をしたいと思います。

本議案は、いわゆる地対財特法の2001年度末をもって失効するに伴う関係条例の改正であります。この提案の趣旨にもありますように、地域の環境改善のための特別措置は、法の目的を達したことにより2001年度末をもって名実ともに廃止されます。三十数年にわたって泉南市がこれまで進めてきた同和行政とそれに伴う地区指定がなくなり、同和地域と一般地域を隔てていた行政上の垣根がなくなります。行政が地域を限定した特別施策もなくなります。そのことから、駐車場使用料金を一般施策にふさわしい方向へ適正化することには問題がないところであります。

さて、法の失効に伴い、市がこれまで特別な施

策が必要だとして助言、勧告を得ていた泉南市同和事業促進協議会鳴滝地区協議会も必要性がなくなってきました。ところが、これまでは改正前の条例に基づいて駐車場の管理・運営を泉南市同和事業促進協議会へ委託をしてきました。我が党は、事業を推進する人的体制、能力及び資産などを持たない団体への委託について、過去機会あるごとに問題にしていまいりました。今回の条例改正の趣旨から、委託のあり方や委託先についても抜本的に改正されなければならないことは言うまでもありません。

委員会審議の中で市長は、泉南市同和事業促進協議会を名称変更だけでなく、事業委託先としてふさわしいものに改組すること、委託先については、そこだけに限定せず、NPOなどの非営利団体など公共的団体を幅広く選出して、地対財特法失効後にふさわしい委託を考えていくと答弁されています。4月1日施行の条例改正であります。遅滞なく市長の答弁が執行されるよう期待を持って見守ってまいります。

以上申し述べ、賛成の討論といたします。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、委員長の報告のとおり原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第24号 平成14年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第23、議案第42号 平成14年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上19件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成14年度泉南市各会計予算19件に関し、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長南 良徳君。予算審査特別委員長（南 良徳君） ただいま議長より報告の旨の指名を受けましたので、これよ

り過日の本会議において本予算審査特別委員会に付託を受けました平成14年度大阪府泉南市一般会計予算を初めとする各会計予算19件に関しまして、その審査の概要並びにその結果の御報告を申し上げます。なお、審査結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付申し上げております審査結果報告書のとおりであります。

さて、本特別委員会は、去る3月15日から20日までのその間4日間にわたり、委員及び市長以下関係理事者の出席のもと開催し、各会計の新年度予算に対し、各分野において慎重なる審査を行いました。

なお、審査に当たっては各委員より大所高所より広角なる活発かつ熱心な質疑が交わされましたが、その質疑の記録なり報告は、今回より会議録として調製し提出させていただくことになっておりますが、事務処理上、本日この場での提出はできません。調製、製本ができ次第、後日速やかに皆様方のお手元に御配付させていただきますので、その点あらかじめ御了承賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、審査における市長に対する総括質問及び各会計に対する討論、採決の部分の会議記録につきましては、お手元に御配付申し上げておりますので、御参照賜りたいと思います。

つきましては、ただいま私が皆様方に御了承をお願いしたことを踏まえ、私からの審査報告は、各会計予算に対する討論及び採決の部分の御報告とさせていただきますので、その点御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上の点を踏まえ、これより報告させていただきます。

まず初めに、討論のあった会計でございますが、一般会計と国民健康保険事業特別会計にあって討論がございました。

その討論の中にあつて、まず一般会計においては、反対討論といたしまして、1つは同和行政、同和事業は終結するにもかかわらず、依然として人権の名のもとに同和対策というものを永続させようとするということについて反対であり、また弱い者いじめの行財政改革が依然として特に教育については非常に冷たい対応をされている。また、この

不況対策についても、泉南市に活気を持たせるような不況対策がとられておらず、むだな公共事業と言われる農業公園についても、何ら修正がなされていないことを挙げ、反対の討論がありました。

一方、賛成討論としては、本年度予算は、事務的経費等の骨格予算であるが、本市のみならず現在の地方自治を取り巻く財政環境は、非常に厳しいものがあり、本市財政は平成10年度以降連続の赤字状況であり、一日も早い安定した財政を立て直すことは急務ではなからうかと思うこと。

特に、歳入につきましては、財政構造を示す指標を見ると、経常収支比率や公債費比率は、依然として高い数値の中に置かれており、今後安定した財政基盤の確立と財政の健全化、特に市税の収納率を高めるための納税意欲をより一層向上することに最重点を置く必要があると考える。

また、思い切った行財政改革を断行し、効率的な運営をされるように一層の努力をされ、さらに国・府に対して言うべきことはきちっと政策提言をしていっておくことが大事であり、特に保育士に係る超過負担は何億という負担を本市は強いられるわけであり、このことの対応についても積極的に国と協議をするべきではないかと考えるものである。

次に、歳出面については、新たな指標として、公共事業はもちろんのこと、一般事務事業についても一定の政策評価を行うべきであると考え、政策評価、システム構成をすることによって、その事業の有効性や評価を正確にできることであり、また今後市の政策基盤の上において、この結果を生かすことができるものと判断するからであり、この場合、政策、施策、事務事業すべてに対し導入することも1つの方法であるので、このことは事業コスト、内容、活動の成果、効率指標などを評価し、次なる事業への構成基盤となる目標値であると考えたものであり、また歳出については、限られた財政の中での資源配分、原資配分に努力をされ、おおむね適正かつ公正な配慮がなされていると考えるところであり、特に歳出の構成表を見ると、扶養費及び扶助費、公債費等の義務的経費が115億1,000万円を占めており、今後はさらなる政策、施策の実現に対し、公正なサービ

ス行政を遂行することにより、21世紀に向けて活力あるまち泉南市を目指し、最善を尽くすよう希望する意見を付しての賛成討論がありました。

さらに、反対の立場からの討論は、ことしは市長選挙があるということで骨格予算ということであるが、やはり今泉南市が抱えている問題は危機的状況だと思われ、それだけで地方自治体がこの時代の大きな変革期に有効なメッセージを出すというのは、待ったなしの状況下にあると思うものであり、平和行政にあっては、国の対応待ちというのではなしに、直接市民が一番近いところにある市の行政の平和に対するメッセージ施策ということは、大変重要であることは言うまでもなく、現在国会の方では有事法が議論されておるが、この成立を待って意見を言うという、この受け身の対応では、これからの21世紀の平和という問題は大変貧しいものだと思うものであり、市長の言葉での平和に対する意志は再三述べられておるけれども、行動となると余りその言葉の大きな意味に比べて、ないと感じざるを得なく、日本国民は平和憲法というものを基本にして、地方自治体行政もやられるべきであり、その中心は武力によらない平和的な行為によって、世界の平和に貢献をしていくということが求められているわけであり、そういう面が具体的に出ておらないという点で積極性が感じられないのは残念である。

また、関西国際空港の問題にしても、明らかに失敗した事業と言わざるを得なく、そのことは一番弱い地方自治体に大きな財政破綻状態を強いており、その上、なお失敗と言われた1期事業に立って、2期事業の問題は早急にストップするというのは大きな課題であり、そのことは必要だろうと思う。一度かかればとめられない公共事業というのではなしに、かかったものを勇気を持ってストップしていくのが、もはや国ではなしに、地方自治体の首長に課せられた大きな責任ある立場だと思ふ。

そういう点で、関空2期工事は直ちにやめるといようなことは、泉南市の重要な施策にならないといけないと思うが、さらに南ルートはだれが考えてもできるはずがなく、またつくる必要もない。

これまでのような右肩上がりの開発中心のものでは、社会がもたないことは明らかであり、多少不便でも自然を大事にするという、そういう生き方こそが大きな世界の流れであることは言うまでもなく、そういう点で関西新空港をどうするかということは、関西全体にとっても大きな課題である。とりわけ、その地元市長の態度というのは重要であると思う。

特に、関西新空港の抜本的な見直しが国レベルで議論されている状況の中で、地元のみがそのような議論にかかわっていかないというのは、大変問題のある地方自治体のあり方であり、そういう点で、関西新空港の問題をきちっと総括して、14年度の予算に基本的に当たるべきだと思うものである。

次に、人権の問題では、同和事業が国の特別な財政措置の中でやられてきたけれども、国によってこの施策が打ち切れ、このことは現実的には、政治というものは財政という問題を抜きには考えられないわけであり、そういう点で財政的支援を失ったこれからの同和事業、同和施策というものが、ますます苦しい地方の財政状況をより困窮させてくることは言うまでもなく、そのことが即市民に対する負担を強いることと同じにあり、そのことが具体的な形として値上げという形で出てきており、地元市長としてはきちっとその状況を見て、国の方向ではない地方自治体独自の状況、このことこそ打ち出していかなければならないと思うわけであるが、やるにおいても、やめるにおいても、国頼り、大阪府であるという主体性のなさのあり方は、根本的に求めておる同和問題の主体性、民主的という問題が欠落しておるとしか言わざるを得なく、そういう点で、同和問題こそが地方自治体にきちっとその対応が求められていることに、またもや国や大阪府に依存した対応であるということを批判せざるを得ない。

次に、住宅の払い下げ問題では、何が何でも家賃を払ってもらわなければならないということを経験型に言う主張であるが、同じ市長が16年にわたって払い下げをする、値上げをしないとやってきた言葉の重みということをどれほど感じてこの問題に対応してきたのか。そういう点を考え

ると、入居者が長い間、はるかに耐用年数が過ぎた家にいまだに閉じ込められている状態を一日も早く解決することは、行政の大きな責任であり、市が約束をしてきた払い下げをすると言えば、即家賃が入ってくることは明らかであり、なぜそういう現実に立った対応ができないのか。建てかえといっても建てかえのことも進めておらず、払い下げもしないという姿勢が理解できないこと。

このほかでは、農林水産の問題については、林業や水産業に対する予算は全く変わっておらず、有効な施策はない。

また、学校施設の整備も、これは待ったのでない問題であるが、このこともやはり公共事業をストップしてでも学校施設の整備に重点的に取り組む必要がある。

下水道の問題では、繰り出しが下水道会計を支えているわけであるが、地域に合った下水道整備を考えるならば、合併処理浄化槽や市長が再三約束している集落ごとの合併処理浄化槽の設置こそ早急に進められるべきではあるが、そのような方向転換がなされていない。

文化面では、意欲ある人材を登用していく。そのためには、志願、それをやりたいという人にその責任を負わしていくような人事配置をするべきだと思う。人事権をもって人を動かすというあり方では、活性化した行政は生まれないと思う。

また、旅費問題で、実費精算が当然であるということを確認され、周知徹底をするべきであり、それが行政における説明責任だと指摘して、反対するとの討論がありました。

その後、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決されました。

次に、国民健康保険事業特別会計において、国保会計の一般会計からの繰り入れについては、これは歴史的経過があり、加入者の高い保険料を引き下げるということで、赤字、黒字に関係なく、3,000万円の繰り入れから始まり、現在5,000万円になっているが、それがことし初めてその一般会計繰入金5,000万円をなくすということになり、これが行財政改革の一環とされているのであれば、保険者に対して冷たい仕打ちになっていると思うこと。そういう点で、国保会計から繰

り入れをなくすということについては、反対であるとの討論があり、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決されました。

以上が討論のありました2会計分の議決結果に至るまでの報告であります。

次に、ただいま報告をいたしました2件を除く他の17件の各会計予算について順次報告いたします。

そのうち下水道事業特別会計におきましては、討論はございませんでしたが、可とすることを諮った際、異議ありとの発言がございましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決されました。

なお、このほかの16件の各会計予算につきましては、討論もなく、いずれも全会一致をもって原案どおり可決されました。

以上、甚だ簡単でございますが、本特別委員会に付託を受けました平成14年度大阪府泉南市各会計予算19件に対する審査の概要及び結果について、私の報告といたします。

ありがとうございました。

議長（角谷英男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

和気君。

19番（和気 豊君） 今回、こういう形で委員長報告がなされました。非常にスリムになったと思いますが、その点重要な論議がなされたのかどうかということがちょっと私よくわからないので、その点についてこういう論議がなされたのかどうか、聞かしていただきたい。

過日、徳島の知事が受託収賄、800万とか、000万とか言われているわけですが、そのことによって逮捕された。いわゆる予算を執行する長の責任というのは、その点では非常に重いと、こういうふうに思います。今、まさに地方政治の中で国民の関心の的になっている問題だというふうに思います。

それで、過日から一般質問等の中でも問題になっておりますのは、予算執行した立場である市長と後援会との関係です。最終けじめをつけると、こういう意味から、市長は政治献金36万を返金された、ということですが、そのこと

にかかわって職員をして返納、持って行かせた、返納せしめた、こういうことも答弁としてありました。その点で、この問題についてその辺のいきさつと、どの程度論議をされたのか、その点についてお聞かせをいただきたい。

議長（角谷英男君） 南君。

予算審査特別委員長（南 良徳君） ただいまの問題につきましても、質疑のときに若干あったように思います。それと、本日お配りしておりますこの参考資料の中に大森委員の方から、政治と、あるいは後援会と市長とのかかわり的な質疑が若干あったように思います。大森委員の言われた部分についてはこれを見ていただきたいということと、先ほど申し上げましたように、質疑のときにあったことについては、後日配付させていただきます議事録を御参照願いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私、委員ではありませんのでお聞かせをいただきたいんですが、一たん政治資金規正法に基づいて、会費という名目ですが、この法律にのっとっていえば政治献金だというふうに思うんですが、政治活動を支える資金と、こういうことになるわけですが、これは市長のいわゆる清樟会の政治資金の届け出には明確に出ておりました。

いわゆる政治活動にかかわっての資金ですね。これを一職員をして返納せしめたと、こういう行為がどうなのかと、この辺の論議がなされたのかどうか、こういうことについて1点お聞かせをいただきたいと思ったんですが、その点についての論議があったかどうか。

議長（角谷英男君） 南君。

予算審査特別委員長（南 良徳君） 私の記憶では、具体のそういった政治資金規正法という言葉ではなしに、ここにも若干出ておりますが、政治献金云々というところがございましたけども、今和気議員が質疑の中で言われている政治資金規正法について云々というところは、私はなかったように記憶しております。

以上です。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） ほかに。 小山議員は予算委員会のメンバーでしたですね。わかった上で発言、質問されるんですね。 小山君。

3番（小山広明君） きょう議場に来て初めてこの予算審査特別委員会の書類をいただいたんですが、このことは我々議員にも配られたので、議会は市民に開かれた中で議論しておりますね。これはどういう扱いになるのか。これは正式な議事録として我々は受け取れるということと、これは初めてのことなので、今後市民には当然議事録が出ていくわけなんです。そういう扱いとしてはどういうふうこれをされるのかですね。説明が全然ないので、ちょっと御説明をいただきたいと思ひます。

これは市長に対する総括がここにまとめられておりますが、あわせて質疑全体の内容もこういう形で出てくると思うのですが、そういう議事録との関係でどういふふう市民が見れるようにするのかという点について、委員長は初めてこういう英断をされてきちっと出されたと思ひますので、委員長に、こういうものは初めて出されたんで、市民に公開するという点ではどういふような対応をするのかだけお伺ひします。

議長（角谷英男君） 小山議員に申し上げますが、今やっておりますのは委員長に対して、予算委員会の中身についての質疑であります。外れんようにしてください。（小山広明君「中身を言うてへん。この書類の扱いですよ」と呼ぶ）南君。

予算審査特別委員長（南 良徳君） 私が答えていいのかわかりませんが、委員長に質疑だということでございますので、わかっている範囲で御答弁申し上げたいと思ひますが、今議会の本会議の前の議会運営委員会におきまして、この点について本日報告をさせていただいたように、総括、討論、採決の中身で議会に報告すると。全体の議事録については、事務的な処理の関係で本日に間に合わないので、後日でき次第皆さんに御配付すると、こういう御決定をいただいておりますので、私はそれにのっとった運営をさせていただいたと、こういうことでございます。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 議会運営委員会でそういう

ことが議論され、一応決定されたというのは、今初めて私わかったんですが、私、議運に入っておりませんので、少なくとも私も議員の1人ですから、議会運営にはいろんな形で入れていただきたいと思ひますが……

議長（角谷英男君） 小山君に申し上げます。議会運営に関しては、またその場で言ってください。今は関係ないと思ひますから……

3番（小山広明君） いや、だから議会運営でというのが今の説明の主要な部分ですのでね。やっぱりそこで決定したのものについては、全議員に決定を知らす必要があるんじゃないでしょうか。でないと、こういう混乱が起こるわけですから。だから、議会運営委員会でそういうことが決定したのであれば、私はその構成メンバーじゃないんでね。

議長（角谷英男君） 小山議員に申し上げますが、何度も申し上げますが、委員長報告に対する質疑であります。今、言われていることは違ひしますので、発言に注意を願ひたいと思ひます。

3番（小山広明君） いや、委員長の発言を受けて今私は質問しとるんだから、聞いてからちゃんとやっってくださいよ。だから、そういうことで、議会運営委員会で決まったということになれば、議会運営委員会での決定については、私は少なくとも参加してないわけですから、ちゃんとそういう報告をするとか、意見を聞くということはやってもらわないと私はいけないんじゃないかなと思ひますよ。そのことだけはぜひ委員長の方からもお願いをしたいと、そういうことでよろしくお願いをしたい。

答弁はないんですが、これは市民の議事録との閲覧の関係からいえば、こういうものもちゃんと、今図書館にも議事録が配布されておりますけども、そういう形でちゃんと置かれると、そういう理解でいいんでしょうか。そこだけ答弁なかったんでね。

議長（角谷英男君） 以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより一括して19件の会計について順次討論に入ります。

まず初めに、議案第24号 平成14年度大阪

府泉南市一般会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。 成田君。

18番(成田政彦君) 日本共産党泉南市議員団を代表し、2002年度大阪府泉南市一般会計予算に対する反対討論をします。

一昨日、社民党の辻元衆議院議員は、政策秘書の名義貸し疑惑について虚偽の説明をしたとして、議員辞職願を衆議院に提出しました。これは政治資金規正法にも明白に違反したものであり、国会議員としての政治的、道義的責任は免れません。議員辞職は当然です。辻元氏と社民党は、今後議員辞職にとどまらず、きっぱりと事の真相を明らかにし、野党らしい自浄能力を発揮すべきであります。

一方、鈴木、加藤議員に対して、マスコミの世論調査では、議員辞職を求める声が圧倒的であります。これに対して、野党が出した鈴木、加藤氏に対する辞職勧告決議案の本会議採択を封印し、喚問にも背を向けて、両氏をかばい続けてきた自民党、公明党など与党の姿勢は、厳しく問わなければなりません。小泉首相も、本人が進退を決めるべきだと述べるだけで、みずから疑惑解明には乗り出そうとせず、総理総裁としての責任を放棄しています。このような小泉首相の態度は、厳しく批判されるべきものであります。

今、国民は、古い腐敗した自民党政治からどう抜け出すのか、日本じゅうで考えています。日本共産党は疑惑解明に徹底し、国民の税金を還流させる利権、腐敗の構造にどっぷりつかった自民党政治をやめさせるため、国民の先頭に立って頑張る決意であります。

さて、大銀行、大企業を助ける小泉構造改革路線の影響で、日本の経済は史上最悪の失業率と出口の見えない不況の中にあります。とりわけ大阪は、雇用、消費、生産、商業とどの経済指標をとっても全国最悪の状況です。その中でも消費水準の低下は、この10年間で約15%減って、消費不況は深刻で、それが企業の生産、商業活動を低く抑えております。

今、政治に求められているのは、雇用をつくり、中小企業を支援、福祉、医療を守る、子育て支援、むだな公共事業をやめ、同和事業の終結、住民に

負担を与えない行財政改革を強く推し進めることではないでしょうか。日本共産党泉南市議員団としては、このような立場に立って一般会計予算反対討論を行います。

向井市長は、2002年度予算は骨格予算だからとして施政方針をしませんでした。しかし、一般会計、特別会計を入れ対前年度比94.4%、総額353億円になる予算規模を見れば、市長は当然市民と議会に対して施政方針を明らかにすべきであります。市民にとって何もない予算だから施政方針をしなかったのでしょうか。

さて、2002年度予算は、長年続いた空港関連、同和事業優先がもたらした借金、2000年度決算で市債238億円、債務負担行為107億円、下水道借金164億円、総額654億円、市民1人当たり77万円の借金財政の影響を強く受け、公債費は過去最高の26億円以上となり、市民の肩に強く覆いかぶさっています。しかも、市税は2000年度から大きく落ち込み、ことしも対前年度比3.3%減、3億4,000万円の減収の予算となっております。滞納総額は20億円以上と深刻な税収不足です。

市長の元後援会に対する対応を見ていると、これで泉南市の税収は増加するのかと危惧を抱くのは私ばかりではないでしょう。市民に対する市政への信頼なくして、市税向上はありません。まず、最初にこのことを指摘しておきます。

反対の第1は、今市が進めている借金減らしの行財政改革が弱い者いじめを一層強く推し進めていることでもあります。

ことしの予算は、97年度より始まった行財政改革の中でも、高齢者、母子、障害者に対する負担の押しつけが極めて厳しいものがあります。行革は昨年までに幼稚園保育料、保育所保育料、水道料金等の値上げ、敬老祝い金の削減、高齢者見舞金の廃止、及び経常収支10%、物件費5%の削減などで、この5年間で8億円以上削減し、そのしわ寄せは高齢者、母子、障害者に耐えがたい苦痛を与えております。

ことしは母子家庭見舞金、障害者福祉見舞金、さらに寝たきり老人を介護する家族の人たちにつくられたほんのささやかな年5万円の介護激励金

と老人見舞金まで廃止し、そればかりではありません。最も困難な生活の中で頑張っておられる障害者にとっても、生活の糧の一部であった障害者給付金1,800万円を削減、障害者見舞金をも廃止しようとしています。今までおくれてきた泉南市の福祉行政を支えてきた福祉施策を根こそぎ葬り去ろうとしています。地方自治法では、自治体は住民の福祉の増進を図るとありますが、まさに市が進めるこのような行革は、市民に対する冷たい仕打ち以外の何物でもありません。

反対の第2は、行革は子供を犠牲にしていることであります。

市民の間から、今学校が荒れている、何とかしてほしい、30人学級を実現し、行き届いた教育と、教育に対する切実な願いは強いものがあります。それに対して、市のことしの教育予算は対前年度比9,997万円削減しています。

今から10年前、92年度の教育予算は25億8,000万円でした。ことしは23億です。人口増と予算規模を見るならばふえて当たり前ですが、行革が始まって以来、幼、小・中学校のトイレトーパーまで不足し、消耗品費の購入についてはPTAの負担が当たり前になっている状況です。

97年度以降、築30年以上の老朽校舎の大規模改修は一切なし。先生たちの間には、地震が来ないことを望むという声まで上がっております。ことしの中学校整備費は1,000万円弱、前年度50%減です。1校当たり500万円、さびた階段、塗装の落ちた校舎、荒れ放題の自転車置き場、継ぎはぎだらけの教室のドア。荒れる中学生と言われるが、教育環境を放置し、しかもことしは重い教育費で苦しんでいる父母に対して、教育費を軽減してきた就学援助制度の費用を削減しています。その反面、必要のない人権教育、同和教育については4,000万円も使うなど、教育委員会は一切子供たちの立場をどう考えているのでしょうか。もちろん市長の責任も重大です。

文化・教養面ではどうでしょうか。とりわけ、図書行政は近隣他市との格差が大きく広がっています。例えば、熊取町と比較しますと、泉南市は年間図書費1,200万円、新書購入6,000冊です。熊取町は3,000万円の図書費と新書6万冊

であります。古い本がたくさんあることあることはいいんですけど、借りたくても新しく借りる本がない、そういうのが今市民の皆さんの中に蔓延しております。図書費についてはもっと増額すべきであります。

反対の第3は、不況が進む中で、商工業雇用対策がほとんどないことであります。

ことしの商店街振興補助金は32万円、商品券連盟補助金90万円です。泉南市は350店舗ありますが、1店当たり1,000円、振興補助金は2,100円であります。では、今から10年前、1992年の予算はどうでしょうか。商店街振興補助金は42万6,000円、商品券対象補助金150万円です。雇用対策は、ことし369万円に対して92年度は同和対策費を除いても600万円であります。

不況と失業が進む中で、10年前の予算より商工費と雇用対策が少ないというのは一体どういうことでしょうか。口ではまちの活性化と言っても、論よりも証拠、まさに市の進める行革は、市の振興どころか寂れるばかりで、これでは市民は税金を払いたくても払えないでしょう。

反対第4の理由は、同和事業についてであります。

ことしの3月31日で国の同和事業は法的にも終結します。33年間全国で16兆円をつぎ込み、泉南市では196億円が同和対策費として使われました。今日の時点で同和地区と一般地区と比較するならば、住宅、教育、環境、生活面ではほとんど格差はありません。最も差があった結婚にしても、93年度の府の調査では、若い人にいけばいくほど違和感はなくなっています。

市は同和対策という名目も含めて同和事業は一切廃止すべきでありますのに、ことしの予算では同和対策費として市営駐車場、隣保館費、市営浴場費などそのまま予算化しています。さらに、人権の名のもとに同和対策費を永続させる啓発事業を主な目的とする人権啓発費として5,525万円も予算化しております。今こそ一切の部落差別をなくすため、行政が同和地区と一般地区との垣根を設けるような人権、同和行政は一切廃止すべきであります。同様、人権啓発に係る教育予算もすべ

て廃止すべきであります。

反対第5は、農業公園であります。

6月補正で4億円以上の予算を予定されておりますが、当初予算でもその準備として311万円予算化されています。今後、12億円も使って整備される農業公園については採算性も見通しもない。このような農業公園を進めることは、反対するものであります。

最後に、市長の政治姿勢について述べたいと思います。

我が党の大森議員が総括質問で、市長が後援会員に政治献金を返納するために市職員を使ったことに対して、公私混同と厳しく批判し、地公法違反ではないかと指摘したのに対し、そんなことはないと言明した市長は否定しました。しかし、本会議では反省していると言いながら、予算委員会では否定するという市民と議会を無視した市長の欺瞞的態度を厳しく批判しておきます。

さらに、予算委員会で多くの議員から、市の職場が暗い、やめていく幹部職員についてはどう思うかという質問に対し、市長は、行政責任者としてよく頑張ってきた、よく頑張っているというねぎらいの言葉はありませんでした。市長であれ議員であれ、温かい思いやり、同じ目線で語り合うコミュニケーションが欠如していたら、市民にとって不幸と言わざるを得ません。フランスの詩人ルイ・アラゴンの言葉に、学ぶとは誠実を胸に刻むこと、教えるとは希望を語るとあります。残念ながら、今日の泉南市は希望を語るできません。

以上、反対討論とします。

議長（角谷英男君） ほかに。 藪野君。

21番（藪野 勤君） 議長のお許しを得ましたので、自政会を代表し、議案第24号、平成14年度大阪府泉南市一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

現今の景気の動向に伴い、本市を取り巻く環境は非常に厳しいものがあり、その状況は過去3年間の赤字決算を見るとき明らかでもあります。このような状況下、平成13年度より新行財政改革の推進に取り組み、本年はその2年目を迎え、その成果が問われるところでもあります。

ただ、平成14年度予算は、市長選挙が実施されることから、原則として人件費、扶助費、公債費等の義務的経費、物件費、維持補修費等の経常的経費についての予算編成であり、市長選挙後、事業経費、施策経費等肉づけがなされることとなっております。

この点から、すべての経費について評価することには無理があり、当初予算編成の基本について行財政改革大綱に基づいての施策全般にわたる見直し、さらに限られた財源の効率的な配分に努められている等、この努力につきましては評価に値するものと考えられます。

厳しい財政のもと編成された一般会計予算ではありますが、まず福祉面においては、今後急速に進展する高齢化社会に適切に対処するため、健康福祉施策などの高齢者の社会参加の支援などの取り組み方策を定める老人保健福祉計画策定事業、高齢者を支援するための在宅介護支援センター運営事業、街かどデイサービス事業、また障害者を支援するための共同作業所運営事業等の各種事業予算が計上されてもおります。さらに、市民の健康管理を推進する上での各種検診経費ほか、乳幼児、母子を保護するための経費も計上されております。

次に、生活環境面において見ますと、新行財政改革大綱実施計画の項目の1つに挙げられております民間委託等の推進の一環であるし尿処理場の業務管理委託料について、その前提としての配慮がなされてもおります。今年2月から運行が開始されましたコミュニティバスの運営経費等にわたっても1年にわたって確保がなされております。

次に、教育面ではありますが、細部については6月に肉づけ予算が計上されることになっておりますが、その中であって、小学校3校にコンピューターを整備する予算として3,000万円、さらに給食センターの老朽化に対して食缶消毒保管機の購入経費等が計上され、教育の充実も図られておるところでもあります。

一方、歳入につきましては、税収等全般において一般財源の減少が続くこの中で、予算編成に努力されているものと推察いたしますが、今回事業経費が計上されていない中で、公債費管理基金から繰入金6億1,626万3,000円と前年に比較

し大きく増加しておりますが、このことは財政運営が非常に厳しい状況にあって、申すまでもなく市民の暮らしに配慮されており、その財源の不足分を補うものであります。

平成14年度以降は、いかに事務事業や経費の見直しを行うか、加えて収入の確保を強化する上からも、重要課題である市税滞納の徴収率の向上であり、格段の対応に工夫が必要であります。財政構造が健全な財政運営を維持していかなければならない点からも、職員のコスト意識の自覚、意識改革により財政運営の効率化、経営の改善に対して、その真価の問われることと思われま

す。市長選挙後、6月補正で事業経費、施策経費の肉づけがなされますが、その内容に期待をいたしまして、財政運営の適正化をお願いし、賛成討論といたします。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

小山君。

3番（小山広明君） 一般会計に反対の立場で討論をしたいと思

います。政治を普通の市民の思いのところに近づけたいということで、私も市民派議員として名乗っておりますわけでありませ

けれども、前回、国の代議士を辞職された辻元清美さんも市民派と言われている政治スタイルを持っておるものであります。私も辻元さんを支援してまいりましたし、また支援も受けてきた政治家の1人でありま

す。今回の問題は、早く辞職をすべきだということをも私も思っておりますし、少し辞職が遅くなったという嫌いはありますけれども、この辞職は私も求めておりましたから、このことをある意味で評価をしたいわけでありま

す。市民派というのは、お金の面について、今回の政治資金規正法に絡むような問題については、み

ずからの力のできるわけでありませ

る状況下になっておりますし、きのうも与党を中心としてこの問題で大きな動きに発展する状況下にあります。私たちが地方議会においても、やはりお金の面についてきちとした市民的な対応を求められておると思

いますし、私自身もそのようなことを肝に銘じて今後もしていきたいと思

います。そういうことを基本にして、一般会計の問題について反対をしてまいりたいと思

います。市長が施政方針を言わなかったことについては、私も大変問題があっただろうと思

います。やはり1年間の予算を組んで、一般会計でも178億円になる予算を組んだわけでありませ

すし、これは当然に1年間の予算であります。合計にいたしましても353億円という予算を組んだ市長の姿勢というのは、やはりきちと本会議の場で述べられるべきではなかったでしょうか。そして、市長選挙があるわけでありませ

いてきちっとした発言をしていくことは、今市長に求められている大きな政治的な責任だろうと私は思います。そういうことをきちっと言うことは、浅羽市政という青い空や青い海を守ろうとしたあの原点に今こそ立って、自然を守る、環境を守る政策をいま一度打ち立てていく必要があると思います。

議論の中で平和行政についても市長は、いち早く憲法の立場に立った姿勢を示しておりますけれども、ではそこから具体的に何ができておるかといえばおぼつかないものがあります。

また、関空の問題は先ほど言いましたけれども、南ルートの問題はだれが考えても実現する状況にはないわけですから、この問題についても、関空そのものよりも南ルートの問題はもっと中止の議論をしていかなければならない問題であります。

また、人権問題において、この3月末で同和事業というものが国の政策からなくなっていくわけでありまして、一般施策として対応していくということは、同和問題や部落問題というものが一般施策、市民全体の問題としてこれから本当に自治体独自で進められていくかどうかが問われておるわけでありまして。そういう意味で、国の施策に合わせて値上げという結果になるような判断は、部落問題を市民全体にしていくという姿勢では決していないと思います。

住宅問題に至りましては、市長が2期8年の中で何ら前進することのできない問題であります。今回の予算の中でもそのような姿勢が見えておりませんが、やはりこの問題は行政が市民に約束してきた問題ということで、政治的な行政的な大きな問題であります。

この問題をもしほごにして建てかえというようなことに突き進んでいくなれば、市民の信頼を勝ち取ることはできないと思います。この問題が行政自身の大きな市民に対する責任、約束の問題を考えると、ある意味でこの住宅問題というのは、市の行政が抱える最大の問題であると言ってもいいでしょう。それは70世帯に及ぶ人たちの生活をかけた問題がそこにあるからであります。

また、農林水産政策の問題につきましても、全

体の予算でも6億5,769万円という減額をして、わずか1億7,000万円余りの予算を組んでおるわけでありまして、中身に入っても林業に至ってはわずか492万円。その事業の中身を見ても、わずか15万円という林道補修や除草費の28万円というものでは、この山間部、山が泉南市に占める大きさからいえば、全く施策がないと言ってもいいのではないのでしょうか。水産業に至りましても、わずかに118万円という予算しかずっと永年組んでこられないというところに、私は泉南市の農林水産政策にかける貧しさがあらわれておると思うわけでありまして。

また、公共施設の問題でありますけれども、つくることにはある意味で熱心でも、つくった後の整備ということがないのが大変大きな問題で、これからは財政の面からも、つくった施設を有効に、市民に使いやすいようにしていくということにむしろ重点を置くべきではないでしょうか。そういうような切りかえが全く予算の中にも見られません。

また、下水道事業は21億円という予算規模でありますけれども、その中で収入と言える使用料は1億4,000万円ほどであります。そのうち一般会計からの繰り入れが13億円という明らかに財政規模を無視した事業と言わざるを得ません。

その中でも管理費は2億7,000万円というように膨大な費用をはらんでおりますし、南部下水などへの繰出金でも1億7,000万円という金額を考えますときに、この使用料収入の1億4,000万円というものがいかにこの下水道事業の財政破綻をしておるかということでありまして、このことにやはりきちっとした財政に見合った、地域状況に見合った下水道整備を早急にするべきであります。

答弁の中でも、40億円の投資で30年間やってやっと泉南市の下水道整備ができる計画が、今は全く見通しが立たないという答弁が現場から出ておりますけれども、30年ももちろんでないわけでありまして、市長がこの場でもお約束をされました集落ごとの山間部の下水処理こそが今大きく求められるわけでありまして、そのようなこの地方に合った合併処理浄化槽や集落ごとの処

理方式にいち早く切りかえていく必要があります。

しかし、このことは国の施策がないわけでありますから、市の大きな政策の転換が要るわけでありますし、また国に対しても、この面についての大型下水道並みの助成を求めていくという二面の政治的な行動が求められるわけであります。

また、文化面のことでありますけれども、議論の中でもやはりこのことは感性にかかわる問題でありますから、意欲のある人材を個々に登用しなければなりません。泉南市の人事面を見てみると、その人が向いておるか意欲があるかは別として、機械的に人事を動かしているようにしか私には見えません。そして、そのことは文化ホールや図書館行政の中にも如実にあらわれておりますし、いまだに建設以来雨漏りが絶えないということに対応できない泉南市の貧しさがあります。意欲を持った方を人事としては基本にして、市民にも議会にもわかるような人事配置をぜひしてもらいたいと思います。そういうことがなされておらないということを指摘をして、一般会計に反対の討論をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

島原君。

16番（島原正嗣君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、賛成の立場から討論を行わせていただきます。平成14年度本市一般会計予算及び特別会計予算委員長報告に関し、次の意見を付しまして賛成するものであります。

まず、一般会計歳入について申し上げます。

御案内のように、平成14年度当初予算は、義務的経費中心の骨格予算であります。今日、本市のみならず、全国数千余の地方自治体を取り巻く財政環境は、非常に厳しい状況に直面をいたしているところであります。特に、本市財政は、平成10年度以降マイナス指向にあり、一日も早い安定した自主自立の財政基盤を確立することが急務と考えるのであります。

まず、歳入面について申し上げたいと思います。

本市財政の構成比を見ますと、経常収支比率や公債費等は依然として高い状況にあります。したがって、これらの安定した財政基盤の確立のため

の軌道修正が必要と考えるものであります。

言うまでもなく、地方自治体の財政健全化の基礎基本は、歳入面での財政確立をしっかりとすることであります。その第1は市税収納率を高める努力、第2は行財政改革の断行でむだのない公正平等な行政の運営に当たることであります。第3は明治開国以来の3割自治の解消と地方分権のあり方、さらに保育所運営に係る超過負担の解消について、主体性を持って対応することが大事であります。

歳出面についてであります。

主要施策への投資を中心に新たな手法として、公共事業はもちろんのこと、一般事業立案についても一定の政策評価システムを導入することを提言します。その導入制によって、構成された事業への評価、つまり事業への効率性、有効性の価値判断を行い、コスト面での重要な役割を果たすものでもあります。

第2は、歳出全般に係る構成比を見ますと、扶助費及び公債費などの義務的経費が114億1,000万円でありますが、特に人件費等は12年度決算ベースから見ましても65億3,000万円であり、支出総額の32.3%を占めている現状であります。したがって、今後は人件費削減及び合理化を徹底すべきだと考えるものであります。さらに、主要政策をもっと明確にし、教育、福祉、環境、医療、商工業等の具体的、積極的な展開を図るべきであると考えます。

なお、委員長報告のとおり、当初予算審査の日程は4日間であり、私に与えられた時間は約187分でした。その中で、行政は行政としての自己責任を明確にし、ある時点では厳しい論議が展開され、また時には切磋琢磨した議論に徹したことは、評価に値するものと考えられます。本市財政は、限られた財源の中での予算構成とその配分は市民福祉を重視され、検討努力されたことを私は評価するものであります。

また、今限りで本市を退職される山内都市整備部長、金田教育総務部長、小川消防長、本来、予算審査に出席義務を伴わない職免という立場でありますのに、最終日まで出席をされ、優秀闊達な議論が展開されましたことに敬意を表するもの

であります。

最後に、一言市長に提言をいたします。

総括の時点でも申し上げましたとおり、6万5,000有余の市民生活を預かる市長執行権者の責任は極めて重大であります。今後は権力に迎合することなく、初心に返り、市民の先頭に立って市民本位の市政推進に万全を期すよう要請し、意見を付して賛成討論にかえます。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で一般会計予算に対する討論を終結いたします。

次に、一般会計予算を除く他の18件の各会計予算について一括して討論を行います。討論はありませんか。 巴里君。

22番（巴里英一君） おはようございます。4日間の予算委員会、南委員長、報告大変御苦労さんでございました。議案第25号、樽井財産区会計予算及び議案第26号、狐池財産区会計から議案第35号、信達岡中新池財産区までの12件について反対の立場で討論いたします。

既に何度もやっていますから御承知かと思いますが、地方自治法第294条に基づき6カ所町村合併時に設置された特別地方公共団体であります。この法の目的は、294条の主眼にありますが、施設及び管理・運営と処分、廃止に関するものであり、いわゆる一般的に言えば処分法と言えるものではないかというふうに解釈をしております。

そういった意味で、過去平成8年にも特別収支についていろいろ問題点があったということで、本議会で特別委員会が設置されて、現在もおられます堀口氏が委員長で論議を重ねてきました。そういった意味では、前にも申し上げましたが、一定の方向があり、こういった報告書なり、そのときの議会の対応があったわけではありますが、この前からその意味でずっと私が質疑を繰り返してきました。

最新では、理事者答弁といたしまして、現況の泉南市の中の財産区といたしましては、特別地方公共団体としての地方自治法第294条で認められておりますのは樽井財産区だけでございます。他の11財産区については、いわゆるみなし財産

ということであるというふうに答弁をいただいております。そして、その処理については、この樽井財産区の維持管理及び財産区住民の福祉向上に寄与していたと。だから、市内全域に今後は配慮しながら運用していく必要があるというふうに考えているというふうな答弁であります。

また、みなし財産区につきましては、他の11財産区につきましては、この財産区に準用されて運営していると。こういったものは十分今後精査して、そして検討を行って、関係地区と協議をしながら一定の方向を出していくということの答弁でありました。これは一番新しい答弁でありました。

実は、この樽井財産区は古くて新しいというところではありますが、御承知のように、先ほど申し上げましたようにいわゆる消滅すべき財産の管理ということになります。これに至ってこの予算委員会でどれだけ論議されたのかは、委員でございませぬのでわかりませぬけれども、一定の質疑はあったかと思いますが、これはあくまでも歳入における問題点が多々であろうと。歳出におけるいわゆる財産区の扱い方、あるいは使い方ですか、経費の出し方について、果たして正しいのかどうかということがどれだけ論議されたのかということは、聞き及んでおりませぬ。

しかし、私が論議した以上の論議がされているとは今のところは認知しておりませぬので、そういった意味ではきちっと認知されて、今後のその方向性を早く出していただきたいと。といいながら、いまだにそれが出来ないということにあっては、私は反対せざるを得ないということでありませぬ。中身については、既に前回、前々回もこの予算委員会あるいは決算委員会において論議をしておりますので、多くは申し上げませぬ。

そして、もう1点の11財産区的扱いの会計であります。ここに294条に基づいてこういったことがあります。これは今まで論議した中では、みなし財産区として、そして財産区の関係のある各地区へ一定の配分をしているということが報告されておりますが、それではみなしということになります。294条に依拠しているならば、こういった問題点が出てまいります。

これは実例及び判例であります、市町村の一部の所有に属する財産より生ずる収入は一部の費用に充て、残余あるもこれを住民に分配するは穏当ならずと。妥当ではないというふうにされております。つまり分配してはいけませんよと。そういう扱いするんだったらそういうことになるんですね。ですから、それは294条を準用するということには当てはまらないというならば、それはそれなりの方法論としてはいいかもわからん。

しかし、答弁ではずっと公的財産区に依拠する、あるいは準用するというを言っておりますから、そういった点でも不当な支出になるんじゃないかというふうなことを言わざるを得ないということを考えて、こういった財産区が、理事者側が答えておりますし、この12月議会でもそうでしたが、そういった方向で論議をしていくんだと、あるいは泉南市の財産に寄与するんだということがまだいまだにもって大きくはなされてない、明確な形で答えがなされてないし、方向性が出てないという点では反対せざるを得ないということで、討論にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

大森君。

4番（大森和夫君） 日本共産党を代表しまして、議案第37号、平成14年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

小泉自・公・保内閣のもと、相次ぐ医療改革が続いています。しかし、国民は長引く不況のもと、医療など福祉の充実を求めています。市民からは高い国保料の値下げ、減免制度の充実を求める声が大きくなっております。当市におきましても、市民の粘り強い運動で一般会計から国保会計に繰り入れを行い、減免制度の充実をさせてまいりました。

しかし、14年度の国保予算では一般会計からの繰り入れがなくなりました。これは国保料の値上げ、減免制度の改悪につながり、不況で苦しむ市民の願いに反するものであります。また、住民の福祉の増進を図る地方公共団体の基本を放棄するものであります。

以上の理由から反対の討論といたします。議員各位におかれましては、賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

小山君。

3番（小山広明君） 議案第39号、2002年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算に反対の立場から討論をさせていただきます。

161億円という起債残高、一般会計が220億ということでありますから、いかにこの会計の借金が大きいかということでもあります。しかも、このことは先ほどの一般会計の中でも議論させていただきましたけれども、わずか1億4,000万円程度の使用料ということでもありますから、この会計が成り立つはずは全くないわけでもあります。

しかも、この事業手法というのは大都市タイプのやり方で、空き地がない、空地が余りないというところには適しておりますけれども、泉南市のように半分が山で、農地や畑がいっぱいあるこのようなまちにおいては、大変コストのかかる問題でありますから、この地域でやれるものは当然合併処理浄化槽や集落ごとの浄化槽でありますし、現に民間の人たちがみずからのお金を出して浄化槽整備をしてきたわけでもありますから、このことを生かして早く切りかえないと、30年も40年も下水道が整備されない中で市民は暮らさなければならない結果になるわけでもありますし、今でも現に山間部においては計画すらないという、そういう状況でありますから、この地域に合った下水道政策というものを打ち出していくべきでありますし、大型下水処理場とは少し国の補助も少ないけれども、厚生省という縦割りの中で助成が行われ、今回の予算の中でも前年に比べて大きくその合併処理浄化槽に対する補助ができてきておるわけでもありますから、むしろこちらにこそシフトをすべきだということで反対をしていきたい。

この問題はこれまでも言いましたように、中曽根政権時代のアメリカから強く言われた内需拡大の一環として、北海道から沖縄まで同じスタイルで下水道整備をしているという、そのことの問題でありますから、当然地方自治体を考えたことではないと、そういうことも踏まえて、議員の皆さま

んの政治的な御判断をぜひよろしくをお願いをしたいと思えます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本 18 件に対する討論を終結いたします。

これよりただいま一括上程いたしております平成 14 年度各会計予算 19 件に関し、順次採決いたします。

まず初めに、議案第 24 号 平成 14 年度大阪府泉南市一般会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第 24 号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第 25 号 平成 14 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算から議案第 35 号 平成 14 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算までの以上 11 件の各財産区会計を一括して採決いたします。

本 11 件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおりいずれも原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第 25 号から議案第 35 号までの各財産区会計予算 11 件については、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第 37 号 平成 14 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第 37 号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 39 号 平成 14 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第 39 号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、ただいま採決いたしました 14 件を除く他の各会計予算 5 件について、これより一括して採決いたします。

本 5 件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本 5 件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって本 5 件の各会計予算につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案どおり可とすることに決しました。

1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 1 分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 24、議案第 16 号 平成 13 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第16号、平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明申し上げます。

平成13年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

補正の内容でございますが、議案書の97ページをお願いいたします。

歳入歳出にそれぞれ3億6,781万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ212億2,487万円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。恐れ入ります、108ページをお願いいたします。

企画広報費の負担金補助及び交付金401万5,000円でございますが、これは電波障害対策設備の老朽化に伴います停波事故の改善及びケーブルテレビの整備促進を図るため、株式会社ジェイコム関西が既存の電波障害地域の伝送路の容量を拡大するに当たり、その工事に伴う経費を府の補助 補助率100%でございます を受けて助成するものでございます。

次に、同ページの徴収費の報償費612万3,000円でございますが、これは市税の納期前納付者が当初見込みよりふえたことによりまして、前納報奨金の補正を行うものでございます。

次に、109ページの社会福祉総務費の負担金補助及び交付金33万3,000円でございますが、これは昨年7月の水道料金の改定に伴い、母子家庭、障害者及び独居老人世帯に対して料金の一部減免を実施するに当たり、その経費を補正するものでございます。

次に、同ページの老人保健費の繰出金1,083万4,000円でございますが、これは老人保健に係ります医療費が当初見込みよりふえましたため、一般会計から繰り出しを行うものでございます。

次に、同ページ下段から110ページ上段にかけての生活保護費の扶助費6,154万4,000円でございますが、これは景気の低迷等により生活

保護における被保護世帯の増加に伴いまして医療扶助に不足が生じたため、その経費を補正するものでございます。

次に、同ページ下段から111ページ上段にかけての清掃総務費の負担金補助及び交付金564万6,000円でございますが、これは小規模団地の開発等に伴いまして合併処理浄化槽の整備件数が当初見込みより増加したため、その経費を補正するものでございます。

次に、同ページの塵芥処理費の負担金補助及び交付金3,128万3,000円の減額でございますが、これは泉南清掃事務組合における平成12年度決算におきまして委託料や人件費等が当初より減少したことにより、次年度、平成13年度への繰越額が当初見込みより増加しましたので、本年度、平成13年度において事務組合負担金を減額するものでございます。

次に、112ページをお願いいたします。柳谷川改修事業費の公有財産購入費5,393万5,000円でございますが、これは土地開発公社保有の供用済み土地の改修を図るため、柳谷川用地の一部481.2平方メートルを土地開発公社より買い戻す経費を補正するものでございます。

次に、同ページ下段から113ページにかけての公共下水道費の繰出金747万5,000円の減額でございますが、これは下水道事業費の確定によりまして一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、114ページを開き願います。留守家庭児童会費の工事請負費1,703万4,000円でございますが、これは現在使用しております信達小学校の空き教室が児童数の増加等によりまして平成14年度より利用できなくなるため、新たに信達小学校内にチビッコホームを設置する経費を補正するものでございます。

次に、同ページ下段から115ページにかけての海会寺跡整備事業費の公有財産購入費2億2,011万8,000円でございますが、これは先ほどの柳谷川用地と同様に、現在供用済みであります埋蔵文化財センターの駐車場用地1,643.3平方メートルを土地開発公社より買い戻すため、その経費を補正するものでございます。

お手数ですが、102ページにお戻り願います。

第2表で繰越明許費につきまして、また103ページから104ページの第3表では事業の追加及び変更に伴います地方債の補正につきましてそれぞれ記載をいたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、歳入の明細につきましては、105ページから107ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 補正予算としては大変大きな額でございますけれども、今助役の方から説明がございました。108ページの電波障害の解消のために府の100%の整備補助でやるということですが、この実態をもう少し御説明をいただいで、今電波障害のような状況の現状はどうなっているのか、御説明いただきたいと思ひます。

それから、納期前の納付の報奨金というんですか、この612万3,000円について、今景気が悪いということで少しでも市民がその対応として早く税を納めることによって、銀行の金利が大変安いわけですからここでのこういう問題が出ると思ひますが、この内容についてもう少し詳しく御説明をいただきたいと思ひます。

それと浄化槽、これは111ページなんですけど、いわゆるミニ開発がふえた中でこのような需要が多く出たという御説明でございましたが、これについてもう少し中身について御説明をいただきたいと思ひます。

それから、ちょっと戻りますが、110ページの生活保護の分で、世の中が大変財政的に厳しいという中でという御説明があったんですが、説明内容を見ますと医療の扶助費ということになるんですが、この辺はちょっと説明と、実際医療の補助はそれとは直接は関係ないんじゃないかなと思ひるので、もう少しこの6,154万4,000円の中身について御説明をいただきたいと思ひます。

それと、開発公社からの買い戻しの分で予算が

上がとるんですが、これでこれだけまた市債がふえるということになるんですが、この間予算の議論の中でも、いわゆる一般の金融機関から借りておるいわゆる借金について、金融機関同士のばらつきが大変大きかったんですが、この市債全体の中に今220億あるんでしょうか、この中にそういう金融機関からも借りとるのもあると思ひるので、その辺の内容、状況を御説明をいただきたいと思ひます。

議長（角谷英男君） 伊藤情報管理課長。

総務部情報管理課長（伊藤修二君） 108ページの新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業の補助金につきまして御答弁させていただきます。

この分につきましては、旧テレコムリンクの電波障害対策設備でございます。この分につきましては、平成5年度以降に設備されたものでございます。その点と、老朽化部分の中でやはり若干見にくいという苦情も聞いております。その中で、450メガヘルツから750にアップグレードさせていただきます。その中で、いわゆるインターネットもできる施設に持っていくということでございます。

それと、旧部分のエリア対象でございますが、岡田駅周辺、並びに氏の松の上側、それと市営前畑住宅、泉南郵便局の上側、あと堺阪南線の泉南高校から馬場地区にかけての5カ所でございます。対象戸数としまして1,100軒を予定してるところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 東納税課長。

財務部納税課長（東 三郎君） 前納報奨金について中身を説明をいただきたいということでございますので、御説明を申し上げます。

現行の制度は、平成10年の第4回定例会で議決をいただきました制度にのっとりまして事務を進めておりました、13年度で申しますと、総件数が1万6,654件、それで前納報奨金の総額が4,612万2,840円ということになってございます。これの内訳でございますが、市民税が4,025件、報奨金が666万3,740円、それと固定資産税、都市計画税が1万2,187件、報奨金が3,637万2,200円、同じく固定資産の償却

資産分が422件、報奨金が308万6,900円となつてございます。

この報奨金に対しまして、泉南市に歳入されま
す税額が25億2,146万9,400円となつてご
ざいます。当初で4,000万円の予算をいただ
いておりましたが、足らざる部分を今回で補正を
お願いしてるもんでございますので、よろしく御理
解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 1
10ページの扶助費の医療扶助費の件でございま
すが、これにつきましては、先ほど助役の方から
も説明がありましたとおり、長引く不況によりま
して生活保護世帯の増加によりまして、医療扶助
の診療報酬の支払金がふえてまいったというこ
とでございます。ちなみに、平成12年度の平均の
生活保護の世帯数が477世帯で811人でござ
いましたところ、14年1月末でござい
ますが、542世帯で919人という
ようなことで、生活保護世帯数が長引く不況
によりまして伸びてきたことによる影響によ
りまして補正でござい
ますので、よろしく御理解のほどお願い申し
上げます。

議長（角谷英男君） 石橋財政課長。

財務部財政課長兼行財政改革推進室参事（石橋康
幸君） 私の方から、起債が今回借入れがある
と。そういう中で、市内の金融機関からどうい
う比率で借り入れてるんかという御質問だ
ったと思
います。

まず、平成12年度末の現在高が一般会計で2
38億835万1,000円でございます。その中
で市中銀行、いわゆる金融機関からの借り入れ
が52億8,098万6,000円でございます。率に
しまして22.1%が金融機関からの借り入れ
という
こと
でござ
います。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 藤岡市民生活環境部長。

市民生活環境部長（藤岡芳夫君） 合併処理浄化
槽設置整備事業費補助金につきまして説明申し
上げます。

まず、これにつきましては歳入の方でございま
すが、議案書の105ページ、これの方で国から
も府からも各188万2,000円ずつ歳入として

入っております。この同額を市の方も負担しまし
て、したがって国、府、市それぞれが3分の
1ずつを負担しまして、合計の歳出分の額として
564万6,000円を補正するということ
でござ
います。これは、従来から合併処理浄化槽設置者
に対してある一定の区域を決定して
お
りまして、その区域に合併処理浄化槽を設置した
場合に補助
をするというふうな方法で執行しているとい
う
内容
でござ
います。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 今、石橋さんから52億円
という一般の金融機関から借りておるとい
う報
告
がな
され
たん
です
が、これは決算の方で樽井財産
区の6億円ほどの資金の運用という
ん
です
か、預
け
入
れ
に
つ
い
て
の
質
問
の
中
で、大きな金利のばら
つき
があ
っ
た
ん
だ
す
ね。僕が考えとるよりかなり
大きな幅なん
だ
ね。三井住友が0.06、それから
大和が0.1、それから泉州が0.07
とい
う
よ
う
な
差
が
あ
る
とい
う
こ
と
で、その説明の中では金利
が
高
い
は
ず
の
大
和
の
方
よ
り
も、三井住友の方が預け
入
れ
額
が
多
か
っ
た
ん
だ
す
け
ど
ね。大変金利の安い
と
き
に
こ
の
金
利
収
入
と
い
う
の
も
大
変
大
き
な
問
題
で
す
か
ら
ね。額は6億円です
け
ど
も、ここは今52
億
円
で、その金融機関ごと
に
そ
れ
だ
け
の
差
が
あ
る
わ
け
で
す
か
ら、どのようなバ
ラ
ン
ス
で
入
れ
て
お
る
の
か
と
い
う
の
は
大
変
関
心
が
あ
る
の
だ
ね。そこを今
回
も
財
政
が
厳
し
い
と
い
う
中
で
こ
う
い
う
市
債
と
い
う
こ
と
が
大
き
く
発
行
さ
れ
と
る
の
で、ちょっとその辺
は
参
考
に
お
聞
か
せ
を
い
た
だ
き
た
い
と
思
い
ま
す。

それと、藤岡さんからは3分の1ずつの分
で
い
う
の
は
わ
か
る
ん
だ
す
が、これでどれぐ
ら
い
の
合
併
処
理
浄
化
槽
が
整
備
さ
れ
る
の
か
だ
す
ね。そこはち
よ
っ
と
し
て
い
た
だ
き
た
い
の
と、これは制度的には
や
っ
ぱ
り
そ
う
い
う
要
望
が
あ
れ
ば
国
も
府
も
出
し
て
お
る
問
題
で
す
か
ら、予算の限界はあ
る
と
し
て
も、事業を推進して
い
く
とい
う
状
況
下
に
あ
る
ん
か、も
っ
と
あ
る
け
ど
も、予算的には
こ
ん
だ
け
し
か
な
い
か
ら
い
う
こ
と
で
や
っ
と
る
の
か
の
関
係
も
ち
よ
っ
と
知
り
た
い
の
で、御説明を
い
た
だ
き
た
い
と
思
い
ま
す。

それから、額的に東課長からも御説明
い
た
だ
き
ま
し
て、このこと
の
効
果
に
よ
っ
て25億円、これ
に
関
係
す
る
税
収
が
あ
っ
た
とい
う
報
告
が
あ
り
ま
し
て、

そのうち報奨金で4,600万円というお金を戻すということなのですが、かなり率が高いなと思うのですが、これについてはそういう理解でいいのか。25億円に対して4,600万円の報奨をしとるといふ、こういう理解でいいのかですね。そこはちょっと改めてお聞きをしていきたいと思えます。

それから、このケーブルテレビの問題で、かなり市内の中心部というんか、市街地の中でもまだ電波障害があるということの説明だったように思うんですが、あとどれくらいこういう電波障害による整備をしていかないといけないのか。それから、山手なんかのケーブルテレビの施設整備がおくれとるといふ議論もあるんですが、その辺の今後こういう整備をしていかないといけないのは、一体この後どれくらいあるのかですね。

これは100%大阪府が補助金を出してやる事業で、泉南市を經由して補助金が出ていくわけなんですけど、ケーブルテレビというのはある意味で民間会社だと思うんですが、その辺のこの補助の出し方について、こういう出し方をしているという理由についてはどうなのか、ちょっと御説明いただきたいと思えます。

議長（角谷英男君） 伊藤情報管理課長。

総務部情報管理課長（伊藤修二君） 新世代のケーブルテレビ事業関係についてお答え申し上げます。

電波障害部分でございますが、この部分につきましては、いわゆる旧テレコムが関空等の開港に伴います部分でいわゆる電波障害が発生してまいりました関係上で、テレコムリンクが電波障害施設を整備したという部分でございます。その部分について今回テレコムリンク自体とジェイコム関西が合併したことに伴いまして、その部分もあわせてアップグレードさせていただくということで、インターネットもできる対応した設備を構築するというものでございます。

その点と、補助率の今回100%という分でございますが、ジェイコム関西自体につきましては第三セクターでございます。本市についても一定の融資、出資金を出資してございます。その関係上でいわゆる新世代地域ケーブルテレビ施設整備

事業という補助を受けるということでございます。

その点と、本市については大阪府の補助を受けておりますが、大阪府自体は総務省の補助を受けております。だから、大阪府が国の補助を受けて、泉南市が大阪府の補助を受けて、ジェイコム関西部分について泉南市として補助を出すというものでございます。

その点と、個々の電波障害部分、これは新たな建物等が建ってくれば、その電波等の流れによって若干出てまいります。その分についてはちょっと私どもの方では把握しておりませんので、御了解をいただきたいということでございます。

その点と、いわゆるサービスエリアの関係でございます。この部分については、当時の郵政大臣の放送許可という分をいただいております。その分につきましては、本市につきましては阪和自動車道側から海側を第1次として郵政大臣の許可を受けたというものでございます。この分につきましては、当然整備後に改めて泉州4市3町の方で情報化推進協議会を設けております。その部分の中で改めてまたジェイコム関西に対して要望してまいりたいというふう考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 東納税課長。

財務部納税課長（東 三郎君） 報奨金の中身について若干御説明を申し上げたいというように思えます。

市税はすべて特別徴収を除きまして1期から4期までの市民税、固定資産税等を年間4回に分けて納めていただくことになってございます。そのうち、報奨金の対象になりますのが第1期の納期までに1年前前納された方についてのみ前納報奨金を交付してるところでございます。

交付率につきましては1期の税額が30万円までが対象でございます。30万円を超える部分については報奨金の対象外でございます。30万円のうち10万円が100分の1、10万1円から30万円までが100分の0.5でございます。それで、1税目最大で2万2,000円の報奨金が支出をされるということになってございます。

当初、平成10年に改正をお願いした時点では、

その当時から比べて1,000万円ぐらいの減額になる予定でしたが、昨今の金利の低下も影響していることは考えておりますけども、前納件数がだんだん伸びてきておまして、平成11年で1万5,597件であったものが平成13年で1万6,634件ということになってございまして、1,000件近い伸びになってございまして、その点で報奨金がふえてきているということでございまして、御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（角谷英男君） 石橋財政課長。財務部財政課長兼行財政改革推進室参事（石橋康幸君） 私、先ほど御説明させていただきました平成12年度末の現在高、市中銀行の借入れが52億8,000万ということで御説明させていただきました。小山議員言われてますのは、予算委員会の中での財産区の関係の利率ということでございまして、それにつきましては預け入れということの利率でございまして、今私説明させていただいたのは借入れ、借入総額の中で市中銀行で52億8,000万円あるということでございまして。その点御理解のほどよろしくお願いたします。（小山広明君「金利の差はないの」と呼ぶ）金利の差ということでございまして、当然預け入れと借入れということでございまして、大きく金利の差がございまして。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

私の方から、合併浄化槽がどれぐらい整備されるのかということのお尋ねだったと思います。

平成13年度当初99基予算化をお願いいたしまして3,816万3,000円、それに対しまして今回、13年度の補正といたしまして15基分で564万6,000円お願いしてる分でございます。それで、合計が114基この13年度で補助金を交付できるということでございまして。残りにつきましては14年度当初予算におきまして164基お願いしているところでございまして。先ほど御承認いただいた予算でございまして、そこで164基を予定しているところでございまして。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 石橋財政課長。

財務部財政課長兼行財政改革推進室参事（石橋康幸君） 申しわけございません。金利の差というのは、借りた年度によって若干違いがあります。ちなみに、市中銀行で借入れました金利につきましては一番最高が6.0%以下、5.5%と6.0%以内ということで、下は1.49%ということでございまして。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 小山君。3回目です。

3番（小山広明君） 関心があるのは、石橋さん、条件が同じで、例えば樽井財産区の議論でもありましたように、それだけの差があるという報告があるので、やっぱり金融機関によってはそんだけの差が、そら同じ金融機関であれば、市債で借りる分でもそういう預け入れの場合でも同じように連動するんじゃないかなと思うので、52億からある分は、金融機関から借りるとするのは、国の機関から借りるよりは案外その辺は融通がきくんじゃないかなと思うので、もう少しこの実態を示してもらいたいと。

でない、金利は差があるだけでは全然その実態がわからないし、私たちが思っているよりは大きな開きがある実態がわかったんで、もう少しこういう起債、市債にしても金融機関からの市債についてはやっぱり関心を持っていきたいと。

それで皆さんの運用に当たっても、そういう議会の議論を受けて、なるべく借りるときには安い金利で、預けるときにはなるべく高い金利で運用するというのは当然の関心ですから、我々はトータル額そのものには関心を持つんですが、その運用についてはなかなか情報が今までなかったということで、ぜひその辺は52億について、今でなくても結構ですけども、ちょっとこういう判断ができるような資料をぜひ議会にも示していただきたいと思っております。

それと、今合併処理浄化槽で114基、今回の分、560万については15基ですか、追加ということで、14年度は164基という御説明があったんですが、恐らくこれから下水道整備がされておらないところについては、一定の制約があるに

しても、新築住宅については100%合併処理浄化槽を設置していくことだろうと思いますね。それで、しかもこれだけ公的な補助があるわけですから、やっぱりその辺新築していく住宅の件数と、これを採用するのがどれぐらいの比率にあるのかということがちょっと知りたいので、もしそれが100%であればそれでいいんですが、まだそういう補助を受けずにやっておるといふところがあるんであれば、そういうことに対してはどういうふうに対応されるのかということもちょっとお聞きをしておきたかったということで、それも後で結構ですけども、そういう中身をぜひ議会に示しておいていただきたいと思います。

それから、ケーブルテレビの問題では、第三セクターということでこういう対応をしようんですが、これは当初言われたのは、ゲートタワービルが建ってその影響下にあるところが電波障害があるということで、こういうケーブルテレビ、有線でつなぐということがあったと思うんですが、これはそういうエリアがあれば全部有線を引いて、それに合わせてインターネットにもつなげますよということ、テレビなんかもそこでつないでいくという、そういう手法だろうと思うんですが、現在でもそういう電波障害があるエリアがやっぱりあるんであれば、これは早急にそういう整備計画をぜひ示していただきたいと思うんですが、今の説明では、まだどれぐらいがそういう障害エリアがあって、どれぐらいが未整備なのかということが私たちにわからないんで、その辺は示せると思いますので、示していただきたいと思うんですが、それだけ最後に1つお聞きをしときたいと思います。

議長（角谷英男君） 伊藤情報管理課長。

総務部情報管理課長（伊藤修二君） お答え申し上げます。

当時の郵政省の許可エリア内についてはほとんど完了してございます。ということは、テレコムリンクの旧部分がいわゆる電波障害施設として450ですか、細い線で利用してきたと。ただし、その方につきましてはいわゆるインターネット等の対応がその線が細いがゆえにできないという問題がございます。その関係上で補助事業と、当然

平成5年度以降に設置した部分ですんでいわゆる腐食が出てきてるといふこととあわした中で、今回整備事業としてお願いするといふ分でございます。

だから、ほとんど完了部分の中ですんで、それ以外の部分、ただし新たに建物が、マンションが建ってきたとかの部分では、これは電波等の流れの中では発生してまいる可能性があるといふ部分でございますので、いわゆる旧部分についてはすべて電波障害部分はないといふふうに判断しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（角谷英男君） 石橋財政課長。

財務部財政課長兼行財政改革推進室参事（石橋康幸君） 金融機関からの借り入れの利率でございますけども、市中銀行につきましては同じレートで話しているということで、金融機関ごとの利率の差というのは出ないということで御理解願ひたいと思います。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。

市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

新築と改修の比率でございますが、大体約90%が新築でございます。改修が約10%ということでございます。比率としてはそういうぐあいでございます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

堀口君。

15番（堀口武視君） 小山議員の方からも質問出ましたけども、この話を聞いとくと私も黙っとくわけにはいきませんので、ちょっと1点だけお聞かせ願ひたいと思います。

特にケーブルテレビなんですけども、当初の計画から今課長の答弁を聞いておりますと、サービスエリアが阪和自動車道より浜側と、こういうお話がございましたけれども、このことは当初からどういう基準でこういう認可を申請したんでしょうか。

議長（角谷英男君） 伊藤情報管理課長。

総務部情報管理課長（伊藤修二君） お答え申し上げます。

ケーブルテレビ事業自体はいわゆる経費的な部分の中では先行型ですか、当初経費、先行がどう

しても出てまいります。その関係の中で、当分の間につきましては阪和道より海側を第1エリアとすると。(堀口武視君「その基準を言うてる。どういう基準でそうなるんか」と呼ぶ)基準的にちょっと私もあれですけども、いわゆる先行経費、先行型事業という中で1つの部分を出していた中が阪和道より海手という部分で郵政省の当時の許可を受けたという分でございます。1つの基準的な部分につきましては、やはり可能、技術的な部分と経費的な部分との判断の中で、いわゆる第1エリアという形をとらしていただいたということでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(角谷英男君) 堀口君。

15番(堀口武視君) 今の答弁の中でいみじくもその経費的なという話が出ました。特に、僕は山間部の集落の今のテレビ受信の実態を知った上でこのような認可をしたのか。特に、童子とかあるいは金熊寺 楠畑、葛はちょっと私はわかってないんですけども、共同アンテナを何百万もかけて設備をしながら、年間メンテナンス何ぼかの金を使いながら、それがなかったらテレビが見れないんですね。

しかも、今山間部は高齢化が進んで、お年寄りの楽しみはテレビだけなんです。そのような地域にはどうして当初から配慮をしなかったのか。僕は逆じゃないのかな、そういう地域こそ先にこういうサービスを実施してやるのがやはり公共事業の公平性じゃないのかなと。

しかも、またこの整備された上にグレードアップをするというんですか、この金があれば先にその山間部の整備に回してやったらどうなんでしょうか。この地域はもう既にそのサービスが受けられてるわけでしょう。その部分にまたパワーアップをする補助金を出す。

僕はこの辺はどうも納得いかないし、じゃそれでは山間部については、いつごろの見通しでこのサービスを実施できるんですか。その見通しもちょっと示していただきたいです。

議長(角谷英男君) 伊藤情報管理課長。

総務部情報管理課長(伊藤修二君) いわゆるケーブルテレビの放送エリアの拡張の部分でござい

ます。拡張の分につきましては、貝塚市以南で組織しております泉州4市3町地域情報化推進協議会、この部分の全体の課題であるというふうに私どもも認識しております。そのことを株式会社ジェイコム関西に対しまして阪和自動車道より山側の地域のサービスエリアの拡大についての技術的、経済的な検討を行うとともに、早期実現に向けての取り組みにつきましては泉州4市3町地域情報化推進協議会連携のもと、今後とも要望してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(角谷英男君) 堀口君。

15番(堀口武視君) 議長の方から提案もあって、例えば議会のテレビ放映をやると、こういうような話も提案をされてるわけです。ただ、市民の公平性から見て、やはりそれなら全市がその放映を見れるような状況で、例えば今あなたが阪和自動車道より浜側と言いましたけれども、山手側には1つもその受信されてるところはないのかどうか。受けてるところがないのかどうか。

その辺の基準も含めて、僕は早急にこの山間部の整備を時期的に次の6月議会にももう一度僕は一般質問の中でやりたいと思いますけれども、それまでにめどをつけていただきたい。今みたいに、例えば有力議員がいてるから7軒か8軒のところで受信されてるといふようなこともあるみたいなんですけども、それはちょっと僕はおかしいと思いますよ。

昔、ある市長に言われたんです。1,000人ぐらいの人口は切り捨て御免だと、金熊寺区は独立しなさいと、こんなことまで言われた。あるときは岩出町じゃないかと、こうまで言われた。山間部は黙ってほっとくと、このケーブルテレビはいつまでもできないんです。だから、その辺をできたら協議の上で6月議会までにその辺のめどを聞かしていただきたい、このように思います。阪和自動車道より上で受けてるところはないのか。

議長(角谷英男君) 伊藤情報管理課長。

総務部情報管理課長(伊藤修二君) 泉州4市3町地域情報化協議会という部分で1つの部門を設けてございます。その関係の中で、全体的に阪和道より海側ということで郵政省の許可をいただい

てるということですので、貝塚市以南についてはないということでございます。

以上でございます。

〔堀口武視君「わかりました」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

和気君。

19番（和気 豊君） 109ページの水道料金福祉減免補助金ですね。これの積算の根拠をお示しをいただきたい。

それから、110ページの介護保険事業特別会計への繰出金、この中身についてもお示しをいただきたい。

それから、114ページですが、留守家庭児童会費、工事請負費、この中身とこの必要性についてお示しをいただきたい。

それから、海会寺跡整備事業費で、開発公社からのいわゆる買い取りというのが計上されてるんですが、これほとんど起債ですよ。これはどうなるのでしょうか。今これだけ大きな起債が出てくると。これは何か特別に国の施策との関係であるのか、あるいは財政的に当初ではなかなかいかなかったけれども、財政が好転してこういう起債発行にこぎつけられるようになったと。総額21億円の7億円枠ね、これを超えて起債を発行できるような状況というのが生まれたのか。今この時期にという、これだけ大きな起債発行するその辺の根拠についてお示しをいただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 廣岡業務課長。

水道部業務課長（廣岡 昭君） 和気議員御質問の水道料金の福祉減免の内訳について御答弁申し上げます。

まず、母子家庭でございますが、19件でございます。次に、重度心身障害者世帯が31件、独居老人世帯が138件、合計で188件で、金額といたしまして33万2,475円を予定しております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 石橋財政課長。

財務部財政課長兼行財政改革推進室参事（石橋康幸君） 私の方から、起債の関係について御答弁させていただきます。

今回、まず起債で2億3,090万円の補正をお願いさしていただいております。その中で公社の健全化ということで供用済み資産の解消を図るということで、今回そのうちの2億2,300万円が公社の健全化を図るという形で起債の発行をさしていただいているということでございます。

ただ、これにつきましては当初予算の中で盛り込まれなかったのかとかということをおっしゃると思いますが、これにつきましては大阪府の貸付金を活用した中で行っていくと、供用済み資産の解消を図るということで、確かに当初の起債の発行額よりもこの分がふえてきてくることはふえてきておりますけれども、我々といましては平成11年度から公社の供用済み資産の解消、11、12、そして13年度、これですべて解消が図れると。そういう中で大阪府の貸付金も得られるということで、今回補正さしていただきたいということで上げさしていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 110ページの介護保険特別会計の繰出金468万7,000円の件でございますが、これにつきましては介護保険が住民に浸透してまいっている関係上、保険給付費等が当初予算より増加してまいりましたので、その不足分といたしまして一般会計から繰り入れをお願いするものでございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 伊藤生涯学習課長。

教育総務部生涯学習課長（伊藤 操君） 私の方から、留守家庭児童会、工事請負費1,703万4,000円の内訳につきまして御説明申し上げます。

主体工事費、これは構造的にはプレハブなんですけれども、平米数としましては88.9平米、これの主体工事費の額としまして1,472万1,840円でございます。それと、冷暖房工事費としまして231万1,400円。トータル的に1,703万3,240円という額になっております。

それと、もう1点、必要性というんですか、ここにプレハブの留守家庭児童会、通称チビッコホームということなんですけれども、従来空き教室を利用しまして留守家庭児童会を運営してござ

したんですけれども、平成14年度におきまして1年生のクラスが今度4クラスから5クラスに1クラス増ということと、コンピューター教室の関係もございまして、それともう1点が養護教室ですか、そこが2クラスというような状況もございまして、既存の空き教室の利用ができないという状況が急遽発生してきたという事実を踏まえまして、学校の敷地内に新たにプレハブのチビッコホームを設置するというところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 水道料金の福祉減免の件なんですが、これは水道部の方がお答えになるというのはちょっとどうかというふうに思うんです。積算の根拠ですから対象者について聞いたんですが、この把握は当然福祉の方でやっておられるだろうというふうに思うんですが、私、対象はどれくらいあるかというようなことを以前9月議会で多分聞いたと思うんですが、そのときに1,000名余りあるというふうにお聞きをしたというふうに思うんです。

ところが、今188名ですか、こういう数を言われました。ちょっと余りにも対象者と実際のこの制度を御利用されている数との間に乖離があるように思うんですが、これは広報等の宣伝効果の至らしむる結果なのか、あるいはもう少額だから、年間3,900円くらいやからもう年寄りも金持ってるし大丈夫やと、こういうことなのかですね。余りにも開きが大きいように思うんで、ちょっと対象者の数をもう一度確認した上で、果たしてこういうことなのかどうか。市の周知徹底の努力もどういうふうにされておるのかを含めてお聞かせをいただきたいと、こういうように思います。

それから、介護保険のことについては大体給付サービスがふえたんだろうなということぐらい、大田さんわかるんですよ。私、内容についてもうちょっと、例えば計画はこれぐらいだったけれども、實際上現実はこちらやと。これぐらいで12年度の実績を踏んまえて予算を見とったけれども、実際これぐらいふえてきたんやと。そして総額でこれだけやと、こういうような答弁の仕方してくださいね。もう1回で済むようによろしくお

願いたい。

それから、留守家庭児童会ですが、今言われたようなことはもうちょっと早い機会に把握できなかったんでしょうか。今になってというふうな感じがするんですがね。それと、もう一つ、これは助役、蜷川さん、あなたお示しにならなかったけれど、繰越明許になってますよね、この分。結局、来年度に予算を送って、それからやるわけでしょう。今年度、せっかく予算計上して認めてもらっても、繰越明許になるわけですからね、それなら当初予算でも構へんというふうに思うんですが、本当にそういう余裕ある状況ですか。

今答弁いただいたんでは、もう空き教室は利用できないような状況やと。一体、予定はどれぐらいで、どれぐらい当初で予定があって、それでこれができるまでの間十分対応できるのかどうか。ちょっとは窮屈やけれども、対象者全部を今利用しようとしているそういうところで処理できるのかどうか。いわゆる定数の何名かしか処理できずに、入れない人についてはこれできてからということになるのかどうかですね。

それから、樽井についてもちょっと聞いてるんですが、樽井のことについても具体的に樽井も募集した結果、入所希望者が大分多くなってるんでしょう。この辺については即4月1日から対応できるのかどうか。その辺の具体的見通しも明らかにしてほしいと。努力しますというのは結構ですよ。

それから、先ほどの起債のことはよくわかりました。これからそういう開発公社が抱えている資産の買い取りと、こういうことについては、市が余裕ある限り国なり大阪府の貸付金を利用して、国の起債発行、これとか貸付金を利用して鋭意買い取りに努めていけると。これは例の予算の将来展望、中期財政計画の中には入ってなかったんですね。これは新たな方針転換ですね。

この分はだから、今後起債の発行に上積みされていって、237億ですか、こういう起債額をさらにふやしていくと、上積みされていくと、こういうことで理解していいんですか。当初の7、7、21億という、そういうあり方ですね。これにはやっぱり大きな変更が生じてくるのかどうか。

もうこれ2億何ぼでしょう。やっぱり7億から9億ぐらいになるわけですから、10億近くなるわけですから、これは大きな変更だと、財政変更だと、財政計画の変更だというふうに思うんですが、その辺も少しお示しをいただきたい。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 水道福祉減免の対象者でございますが、障害の関係につきまして約600名、それから母子につきましては約400名、独居老人につきましては約700名、合計1,700名でございます。

あとの周知等、それに係る関係につきましては水道部の方から御答弁申し上げます。

議長（角谷英男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 周知等でございますけれども、7月1日から実施ということで、13年度につきましては2回広報で掲載をしたということでございますけれども、当然十分であるというふうには考えておりませんので、まだまだ知らない方があるというふうにも考えております。新年度におきましても広報等でPRをしていきたいというふうに考えております。

それと、先ほど1,740人の対象者があるということでお答えを申し上げておりますけれども、1,740人すべてが対象になるというものでもございまして、特に独居老人等につきましても、所得制限があるということで、1,740人がすべて対象になるというものでもないということで御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） 石橋財政課長。

財務部財政課長兼行財政改革推進室参事（石橋康幸君） 公社の健全化の関係でございますけれども、この11年度から供用済み資産の解消を図るということで起債を活用して行ってきました。それで、この13年度をもちまして、一応供用済みにつきましてはすべて解消が図れるということで御理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 介護保険の当初の事業計画に比しまして、平成13年度の決算見込みでは75%程度となっております。

そのために今回補正をお願いしているところでございます。

議長（角谷英男君） 伊藤生涯学習課長。

教育総務部生涯学習課長（伊藤 操君） 留守家庭児童会の関係につきましてお答え申し上げます。

信達のチビッコホーム、留守家庭児童会につきまして、事前での把握というんですか、その把握状況がどうであったのかということなんですけれども、平成14年度の生徒数というんですか、その推移をある程度13年度中に把握ということでは当然のことなんですけれども、その把握時点で先ほど御答弁さしていただきましたように、1年生が今まで13年度まで4クラスで対応できたんですけれども、5クラス、1クラス増になるという結果が出ましたので、場所的に教室では運営できないという状況が発生したということでございます。

それと、繰越明許の関係なんですけれども、その事実関係がわかった、空き教室でできないということが判明した時点で国の方の事業の補助金の申請を出しまして、国から内示いただきましたのは、2月の1日時点で内示いただきましたので、あと工事的に着手できないということもございましたので、全額平成14年度に繰り越しという措置をとらせていただきました。

それと、信達の14年度の申し込み、措置の関係はどうなるのかということであったかと思っておりますけれども、今現在、申し込みが信達の場合でしたら40名ほどになっておりますけれども、当然プレハブができるまでの間どうするかということもございまして、今現在ある程度目的が明確になっている教室もございまして、その教室を何とかチビッコホームとして運営できるという判断もございましたので、そのスペース的な部分からいきますと、現時点では国の基準が1.65平米おおむね確保すればという基準もございまして、信達のチビッコホームの申し込みにつきましては、十分対応できるという判断をしております。

それと、樽井のチビッコホームの関係で、定員よりはオーバーしてるんじゃないかという御質問であったかと思っておりますけれども、事実、平成13年度までにおきましては、既設のチビッコホーム

としての建物、それと樽井小学校の敷地内なんですけれども、和歌山側にそれと隣接しまして柔道場がございまして、柔道場を一時借用というんですか、行政財産の位置づけが若干違いますので、一時借用の形で13年におきましては運営してきた経過がございまして、平成14年度におきまして36名の定員に対しまして63名ほどの申し込みがございました。

それで、教育委員会内部でいろいろと打開策というんですか、協議を重ねまして、先ほど言いました柔道場をチビッコホームの附属施設だという位置づけというんですか、そういう考え方に基きまして措置しようということになりまして、そうした場合、当然柔道場も1つのチビッコホームの施設としての位置づけもできますので、1人当たりの1.65から換算しますと、十分施設的には63名の申し込みをすべて受け入れられるという状況になりましたので、全員を措置するという判断に基づきまして対応を考えておる状況でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。3回目です。

19番（和気 豊君） はい、わかっております。後の方からいきたいと思うんですが、せっかく決まった就職先ですね。この不況の中でやっと決まった就労先が、子供を申し込みしてるんだけど、まだ入所の決定の案内が来ないと、こういうことで、どうしたらいいんだろうかというふうに不安をかこっておられる方もおられます。既に案内いただいているのかもわかりませんが、早急にまだのところについては御案内を差し上げてほしいなど、こういうふうをお願いをしておきたいと思っております。

それから、水道料金の減免の問題なんですけど、これについてはまだ700人の内訳がわからないと、今ごろになってそんなことも堂々と答弁されるというのは非常に心外ですが、それを除いても1,000名からの母子、重度がおられるわけですし、独居老人も対象になる方は圧倒的に多いというふうに思うんですが、1,740すべてではないにしても、実際に適用を受けているのが188名と、余りにも乖離が大き過ぎるというふうに思う

んですよ。

これについては、例えばほんとに困っておられる方については、干天に慈雨のような非常にありがたい施策ですから、どうしても徹底方努めていただきたいなど。広報は2回出したけれども、結果はこうなんですから、また広報だけでというようなことでは、これはやっぱり対応が手ぬるいんじゃないですか。泉南市はこう言い続けてきたけれども、今度の値上げに際して7月からやっとこの施策をとったわけですから、そういう点では後進のあれを発揮して、大いにこの周知方に努めていただきたいと。

それで、民生委員さんなんかにも御協力をいただくとか、民生委員さんが約300軒に1人ぐらいの割合でおられるわけですから、そういう点では大いにいろいろな方策でもって周知方に努めていただきたいというふうに思います。これだけ再度御答弁いただいて、私の質問を終わります。

議長（角谷英男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） PRにつきましてはいろいろな手法があるというふうにも考えられますので、当然いろいろな手法を考えたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） ほかに。 井原君。

1番（井原正太郎君） 1点だけお尋ねいたします。

111ページ、塵芥処理費の中で3,128万3,000円が減額補正をされております。私も今まで何回か聞くチャンスがありまして確認もしてまいったわけでありまして確認もしてまいりますが、なぜこのような金額になってきたのかという点が1点と、それから先ほどの説明の中でこの分委託料であったり、人件費が軽減されたというふうに説明をいただきました。であるならば非常に不景気な折、就労予定されとった方もきっとあったであろうというふうに思います。そういったしわ寄せがどんな形で出てきたのかというふうなことです。

それから、今ごみ問題に関しましては、分別あるいはまた再資源化等々で非常に御努力をされておりますけれども、そこら辺の成果、整理して、もし資料があれば示していただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 藤岡市民生活環境部長。
市民生活環境部長（藤岡芳夫君） 御答弁を申し上げます。

まず、この補正額の中身でございますけれども、これは12年度の分の繰越額ですね。これが12年度から13年度に繰り越されるということでの当初予算を計上しておったのが4,600万円であったと。しかし、最終的に組合の方で決算した時点で1億666万3,000円の繰越金となったということでございます。どうしてこのような繰越金になったのかということにつきましては、選別業務とかそういうことをやっていますが、各業務の量が当初の計画よりも少なかったということでの減額と聞いております。具体には、その他プラスチック選別、それから再商品化業務、それから焼却灰のフェニックスへの運搬の処分、この3つの項目が大きいということで聞いております。

それで、先ほども御質問の人件費ですが、これにつきましては給与の2%カット分、それから期末手当の0.15%のカットといいたししょうか減の分で生じたものでございます。その他としまして薬剤費等、それから工事請負費につきましては、これは落札減で若干ございます。あと、償還金の利子で金利が2.1%から2.0%に下がったということの内容でこのような額で減額したということでございます。

以上でございます。

それから、資源化につきましては担当の方から答弁を申し上げたいと思います。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部参事。
市民生活環境部参事兼清掃課長（油谷宗春君）
再商品化の率についてお答えを申し上げます。

平成12年度におきましては、缶・瓶及びペット、その他プラスチックの泉南市の総収集率といたしましては108万6,000キログラムでございまして、その商品化率は70.4%であるというふうに聞いておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） この減額補正の金額については、いろんなファクターがあってこのような

金額になっておるようでありますけれども、特に私は今答弁いただきましたように、プラスチックであるとか再商品化、あるいはまた焼却灰の処理に関しては、この3,128万3,000円のうちのどれくらいになるのかという点がもしわかれば示していただきたいのが1点であります。

それと、かなり市民の方々の協力があってこの数字も出てきておると思うんですけども、そうであれば、これは例えばどうやって今後こういういいことはPRをして、さらに協力をいただくかというふうなことも大事であるというふうに考えるわけでありまして、そういった意味から、「広報せんなん」等へ今までも何度かこういうふうなごみの再資源化等についてもPRしてきたわけありますけれども、この成果については、今後どのようなPRをしていこうというふうに考えておるかというふうなこともひとつ示していただきたいと思えます。

また、それとあわせて、このような効率のいい仕事、あるいはまた市民の方の協力をいただくことによって、電気代であるとかいうのも減ってきて当然であろうというふうに思います。そこら辺まで把握をしておられるのかどうかというのも示していただきたいと思えます。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部参事。
市民生活環境部参事兼清掃課長（油谷宗春君）
12年度におきましての委託料の金額でございますが、約2,800万円と聞いております。また、PRの方法ですが、13年度の広報にもPRさしていただきましたが、井原先生からも御指摘がありましたように、今後とも広報等でよりPRをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

申しわけございません。その電気代等につきましては把握いたしておりませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（角谷英男君） 井原君。3回目です。

1番（井原正太郎君） はい。このPRに関してですけども、これはよりわかりやすいPRをやるべきであろうというふうに考えるわけでありまして。皆さんがほんとに手を汚して、そして工夫をされて減らしてもらっておるというふうなことを

考えると、皆さんの協力で今も申しましたように2,800万程度の大きな効果が出ておるといふようなことのデータは示していくべきだろうなというふうに考えます。そういった意味で、一步具体的なPRをお願いしたいと、またそうすべきであろうというふうに考えるわけでありませう。

それと、これは今塵芥処理費についてでありますけれども、これを水平展開した場合、私どもがおるこの庁舎におきましても、当然省エネについてもかねがね市民の方からむだな電気がついておるとかいうふうなこと、あるいはまたむだなクーラーがあるというようなことで、何回か指摘を受ける場合があります。

そういった意味では、先般私はちょっと調べさしてもうたんですけども、阪南市においても、あるいはまた貝塚市におきましても、消費電力等についてはかなり厳しいコストダウンを図っておるといふふうなことから、今後本市におきましてもこの塵芥処理費で減った形のような水平展開を本市でもやる必要が当然出てこようと思います。先般は新エネルギービジョンのことも話し合われておりましたけれども、本市におけるこの水平展開を今後どうしていくかということにまで及んだ答弁もお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ただいまは清掃事務組合の剰余金をそれぞれの構成市に戻すということの件でございますけれども、今回は清掃事務組合にかかわらず、当然南部下水、それからこちらの市本体ですね、これらについての省エネを初めとするすべての環境問題、この件についてトータルとして取り組んでるところでございます。本庁におきましても消灯でありますとか、あるいは蛍光灯3本を2本に減らすと、反射板をつけて減らすということもやっておりますし、都市整備部ではアップライトのところのセンサーで省エネを図ってるということもやっております。

御指摘ありましたように、これからはやはりすべてにおいてこういう省力化あるいは省エネ、環境問題という展開をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、十分肝に銘じて

今後ともやっていきたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） ほか。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第25、議案第18号 平成13年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第18号、平成13年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

127ページをお願いいたします。

補正の理由でございますが、平成12年度の会計年度におきまして決算上3,611万4,000円の剰余金が生じたので、地方自治法第233条の2の規定によりこの剰余金を翌年度の平成13年度の歳入に編入するものでございます。

補正内容の内訳につきましては、歳入財源の財源内訳の変更のみで、歳出の増減はございません。歳入歳出の変更の内訳は131ページに記載のとおり、繰越金として3,611万4,000円を増額し、この額と同額を雑入予算から減額するものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。 小山君。

3番(小山広明君) 今、説明の中で12年度の決算で剰余金が出たという、そういう御説明でした。これはいわゆる赤字か黒字かという議論でいけば、黒字になったという、そういうことなんでしょうか。もう少し剰余金が出たという中身について御説明いただきたいと思います。

副議長(東 重弘君) 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長(島原功明君) 小山議員の御質問にお答えいたします。

まず、12年度におきまして議員御指摘のとおり黒字会計となっております。剰余金といたしましてトータルの歳入歳出金額で3,100万程度の金額が生じております。

内容的に申しますと、療養給付費の関係が一般被保険者に係る分につきまして前年度対比マイナスの伸び、それと12年度より介護保険が導入されております。それに伴って公費5割負担分、老健施設医療費の関係の部分が介護に移行すると仮定された部分がございまして、老健拠出金につきましては概算払いで拠出してしております。その関係で、介護移行部分に対する部分が若干少なくですが、移行する分が多くなるために、国保の部分が減額されるという形で拠出してしておりますので、その関係において1億500万程度の金額が減少しております。それが大体出における主な要因でございます。歳入におきまして若干収納率を上げておりますので、それとのトータルの関係で剰余金が生じたということです。

以上でございます。

副議長(東 重弘君) 小山君。

3番(小山広明君) 一般には介護保険が入ってきて、本来税金を市民は払っとるわけですから、そういう形で福祉施策として1つ医療なんかやられとったのが、介護保険で新たに市民も負担を強いられる形の中で、トータルの市民の負担がふえていっと思うんですが、そういうものを少しきちっと出していただいて、やはりこの国民健康保険の保険税に反映させるという、そういうことが必要ではないかなと思うんですが、そういう点については国民健康保険料を反映さして下げると。

当然、介護保険が取られておるわけですから、そういう点での調整とか議論というのは内部であるんでしょうかね。今も言う1億500万円というものが国保会計としては黒字の方にシフトするというような説明でしたが、そういうようにトータルの市民は大きな負担になるわけですので、その辺の議論がされておるのかどうか、その辺をお答えをいただきたいと思います。

副議長(東 重弘君) 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長(島原功明君) お答えいたします。

介護保険導入に係りまして国保分の減額分についてどのように移行するかという形は、当然内部の中で議論しております。ただ、国保におきましても被保険者が自然増という形の中で、今景気低迷の折です。リストラ等、会社退職の方がかなりふえております。そういう形で医療費そのものが自然増という形で伸びてきますので、移行部分をトータルの相殺しても最終的には減額できるような形ではございません。

以上でございます。

副議長(東 重弘君) 小山君。

3番(小山広明君) その辺、私も議員になっとなかなかこの国保会計というのはわかりづらいんですけどね。そういう点で、もう少しそういう国保と新しく入った介護保険というところの内容について、もう少し市民にもわかる形で説明をいただく中で、1つこういう制度がより市民に理解できるという、そういう手法をぜひとっていただきたいと。結果的には保険料を下げるということにならないかもわかりませんが、やはり大きな意味ではもう1つのそういう保険が導入されたわけですから、そういう点が一体関係がどうなるのかなというのは市民も関心あることでありますし、ぜひもう少しわかりやすい形でその関係性はやっぱり説明するように努力をいただきたいと、そのように思いますので、要望だけしときます。

副議長(東 重弘君) ほかに 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（東 重弘君） 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第26、議案第19号 平成13年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（東 重弘君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第19号、平成13年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,663万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ4億2,417万2,000円とするものでございます。

議案書の138ページをお願いいたします。

歳出でございますが、健康保険法等の改正、また介護保険制度の施行により、老人保健による医療給付が減少すると予測しておりましたが、高齢者人口の増加に伴い老人保健受給者も増加しており、医療の受給件数が当初見込みより増加をしているため、今回医療給付費2億1,663万4,000円の補正を行うものでございます。

恐れ入りますが、137ページにお戻り願います。

歳入についてでございますが、歳出に伴う分について支払基金交付金、国庫支出金、府支出金、一般会計繰入金についてそれぞれ必要額の補正を行っております。

以上、甚だ簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） これは予測が違ったという

ことでこういう説明がなされとるんですが、もう少しその予測が違った中身について御説明をいただきたい。

それから、支払基金交付金というのがトータルで33億円ということを出ておるんですが、この部分の一般の健康保険に払っておる方の中からこういうような基金が積み立てられてここに拠出されると思うのですが、この辺の今の基金状態はどういう状態なのかということと、それから健康保険がいろんな制度に分かれておるんですが、その辺を一本化するというような議論もあるのですが、その辺の議論はどう進んでおるのか。

公務員の皆さんは、健康保険も一般の会社なり一般の民間の方よりも大変多くの税で補てんをしとるという部分があるわけなんです、そういう保険によっていろいろ個人負担の率が随分違うということで、一本化の議論が前からなされておる問題との関係で、その辺はどのような今議論の推移にあるのか。大きくはその2点、御説明いただきたい。

副議長（東 重弘君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 当初予算との絡みのことでございますけれども、我々一番当初に予測しておりましたのが11万6,000件程度件数として予測をしておりまして、見込みでは約13万6,000件近い件数になるのではないかとということで、今回補正をお願いするものでございます。

それから、今先生言われるように、医療制度が改正途中でございます、今事務手続の方につきましては我々も詳細に把握しておりませんが、基本的に高齢者が最終的には75歳ということで、5年間かけて1歳ずつ年齢を上げていくということでございますので、それについては今後の流れを見ながら対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

副議長（東 重弘君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 失礼いたしました。一元化について、我々もその辺まだどうなるかというのはちょっと予測できないと。担当レベルではちょっと判断いたしかねますので、よろしく願いを申し上げます。

副議長（東 重弘君） 小山君。

3番（小山広明君） 担当の方では一元化の議論はよくわからないという答弁でしたんですが、これはずっと昔から議論もあるし、一般にもされとるわけですから、やっぱり分母を広くして、保険でするので支えていかないかんというのが基本だと思っております、そういういろんな保険の形態を持つとるとということがいろいろ問題になるとるわけですので、それは特に市長会なんか果たす役割が大きいと思つて、やっぱりこれも大きな意味では地方財政を圧迫しておるといふ問題になるわけですので、この辺の議論は私は100%政治的な問題だと思つて、市長の方から一元化の問題についてどのような効果ある対応をされていくのか、お考えなり今の状況をぜひ御説明いただきたいと思つてます。

それと、1万1,600件という予測だったのが、見込みであるから1万3,600 1万6,000か。だから2万件ぐらい見込みよりふえとるといふ、こういう報告ですね。これ、せんだつても泉南市にはそういう医療から福祉の一貫した対応する施設ができて、この間その竣工式にも我々も行ったんですが、これからどんどん細切れの対応ではなしに、一貫したこういう医療、福祉というものが求められておる、その先駆けるような形であつた施設ができたと思つてますが、そうなつてまいりますと、やはりどんどんそういう疾病に対する対応が整備されてきますから、当然それは費用も多くなつてくるということにもなつて、市民にとっては大変うれしいことですが、財政的にはよりそれは厳しい状況になつてくるという、そういう関係性にある。

そういうことから、今の言うこの2万件近くが2万件というのはかなり大きい件数の読み誤りだと思つてますが、この辺はどのように分析されておるのか、お聞かせをいただきたい。これからそういうハードな土木関係の公共事業じゃなしに、やはり人間を対象にしたいいわゆる福祉施策ということがこれから行政の大きな役割になつてくると思つて、この2万件というのは、そういうことをもう既に現実には示されている数字だといふように押さえられておるのかどうか。そうであ

れば今後のこういう老人保健なんかの施策を抜本的に見直していかないと、限られたパイの中でどちらに税を分配するかという問題ですからね。そういう点でこの大きな流れといふのは、今年度特に特徴的にあることなのか、いや従来からこういう見込み違いはまああつたことですよといふことなのか、その辺はどう分析しとるのか、それもぜひお聞かせをいただきたいと思つてます。

副議長（東 重弘君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の問題についてでございますけども、今市長会等では一元化はそこまでは議論をいたしておりません。ただ、今回の国の医療法改正の問題、それと我々にもこの会計にも関係してきますけども、大阪府の老人医療の制度の見直しの問題、要するに補助率を下げるという問題ですね。これについて議論をいたしております。

市長会には幾つかの部会がございまして、保健福祉部会というものがございまして、その審議については今そちらの方に、部会の方で審議をいただいとると。そこにゆだねているということでございます。ですから、そちらの方でのまた中間報告なり、あるいは最後の部会としての取りまとめが出れば、その時点でまた御報告もさせていただきますと、このように思つております。

副議長（東 重弘君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 予算の算定の上での基礎をどのぐらいに置いておるかといふお話ですけども、確かに13年度当初予算につきましては、12年度に介護保険が導入されたということもございまして、少し減るんではないかといふようなこともありましたので、かなり見積もりとしては下げた予測をしておりました。以上が大きな差が出たという原因だと考えております。

副議長（東 重弘君） 小山君。3回目です。よろしく。

3番（小山広明君） 市長会でいわゆる一本化についてはまだ具体的に話してないということですが、これはこの本会議の中の国民健康保険の議論の中でも、やっぱりこれは国民健康保険とも連動しとるわけですから、随分議論はしたと思つて

すね。随分差があるわけですから、やはり定年を終わって国民健康保険に入ってくる、自営業者などが入るといふ、いわゆる社会的には弱い立場の人たちがここに集中するということ。

また、病気も、会社であれば元気な人しか基本的には採らないわけですから、そういう点では公務員もそうです。やっぱり勤める場合にはどうしてもそこに入るときのゲートがあるわけですから、そこで健康な人を採る率がどうしても高くなる。そしたら、自営業者なり農業者なり水産業に携わってる人は自分でやるとるわけですからね、少々体がしんどくてもやるということで、どうしても疾病になる率が高くなる。

そういう大きな矛盾があるわけですから、社会的にもね。当然それはやはり一本の保険にして、みんなで助け合うということをやらないと、国民健康保険なんかはパンクしてしまうわけですよ。そこからこういう老人保健にもお金が拠出されていくということで、当然これは政治家としてそういう世の中の矛盾に対して、やっぱり市長会というのは行政のトップらの集まりなんで、私はこれが全然議論されてないという全然というよりも具体的に市長会では話しておりませんというのは本当なんですか、これ。

これは市長会の大きな関心だと思えますよ。国民健康保険というのは滞納もいろいろ問題になったり赤字にもなって、いつも議論が伯仲する問題ですから、これが話しておりませんというのは、市長の個人的なことなのか、ちょっとわかんないんですが、私は国民健康保険といえば、私たちでも議員しとって、4万6,000円でしょう、1回。それに介護保険も入ってくれば5万3,000円とか何ぼか取られるわけで、そら保険でそれだけ毎月取られるというのは普通ないですよ。

我々だって、一般の人よりは給料がいいとしても、活動とかいろいろやったらそんな余裕のあるような生活は全然できないですね、議員報酬だけでは。そういうことからいって、かなり高い。会社に勤めとったら、恐らく2万円台じゃないですか。収入に応じてというのもありますからね。そういう点では、国民健康保険というのはもう少し一本化で見直す必要があると思えますよ、

市長の今の答弁で間違いはないのかどうかですね。

それから、介護保険が入ってくるので減ると思ったということですが、もう少し今後の今の施設整備とか、これからどんどん、どんどん自治体の予算配分が福祉にシフトしてくることは避けられないわけですから、そうなってくると、そういうことが充実すればするほど医療費はかさんでくるわけですから、それだけ市民の幸せにつながると。しかし、財政的にはやっぱり大変になってくるわけですので、当然その予算の振り向け方を変えていかないとということですから、当然その議論も早目、早目にやるとかないといかんとということで、この2万という数字が単なる介護保険が導入されたことでのフロック的な問題なのか、私が言ったような今の背景を持つものかについては、やっぱり担当課としてもう少し丁寧な分析をして、この予算がこういうことで出された場合には説明をちゃんとしてもらいたいと思うんですね。あなたが今言ったやつは、私が背景を言って質問したことにちゃんと答えてないんでね。当然そういう問題になると思いますよ、これからはね。そこをもう少し丁寧に答えてください。3回と言われとるんで、次は恐らくさしていただけないと思いますんでね。私がウワーと言わんでいいように、きちっと答弁をよろしくお願いします。

副議長（東 重弘君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 当然、国保は国保の問題点を抱えておりますから、それは当然市長会でも議論いたしておりますし、これに言うべきことは言うております。老保は老保で、またもう1つの問題があるわけですから、それはそれできちっと対応しております。最初に言われたようなことについては、まだそこまで議論は至っておらないということでございます。それぞれの制度の問題点の洗い出しなり、それから国なり都道府県なりに要求するということについての集約はしつつございますし、また新たな問題については今保健福祉部会で議論をいただいとると、こういうことでございますので、よろしくお願いします。

〔小山広明君「一本化の議論はしてないということですか。 してない」と呼ぶ〕

副議長（東 重弘君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 予算の編成に当たりましては、やっぱり過年のデータとかその辺も考慮しまして、今度医療費の改正もございまして、その辺は十分念頭に入れて対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（東 重弘君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（東 重弘君） 御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第27、議案第20号 平成13年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（東 重弘君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第20号、平成13年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成13年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書139ページをお願いいたします。

補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,937万5,000円を減額し、23億8,800万5,000円から22億9,863万円とするものでございます。内容につきましては平成13年度国庫補助金内定額の減額、工事請負額の落札減、及び補償補てん費の不要分に伴う減額分でございます。

甚だ簡単ではございますが、以上説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 今御説明いただきましたこの内定額の減額と、工事請負額のこれは入札減じゃないかなと思うんですが、この辺もう少し詳しくいただきたいのと、補償補填及び賠償金となつとるんで、この辺の中身の説明をいただきたいと思えます。

副議長（東 重弘君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 国庫補助金の内示額の減額による補正をお願いしておるわけですが、これにつきましては当初2億2,500万円の国庫補助金の事業を行おうということで取り組んでおったわけでございますけども、国は要するに補助金については予算の枠内で配分をいたすものでございますから、我々もその範囲内で事業を取り組んでおるわけございまして、今回3,600万円の減額になったわけでございますので、それに合わせて13年度は下水道事業を行ったということでございます。

そのほかの2点については、担当課長より御説明申し上げます。

副議長（東 重弘君） 前川下水道課長。

都市整備部下水道課長（前川正博君） 小山議員の御質問の件に関しまして、私の方から御答弁申し上げます。

補償補てん等につきましては、下水道工事にしましては上水道管あるいは電話ケーブル 地下ですね。それから電気の地下ケーブル等移設をする必要が生じてくる場合がままございまして、それらにつきましては不要な箇所が発生してまいりましたので、それらの補償補てん等を行わなかったものでございます。それによりまして減額をさしていただいております。

また、工事でございますが、工事に関しましては落札減等が発生してまいりましたものでございまして、それらにつきましては、予算の中で要望をいただいております等の組み替え等を行って速やかに事業着手しておったものでございます。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 小山君に申し上げます。当該委員会の委員長さんでございますので、簡潔にお願いしたいと思います。小山君。

3番（小山広明君） 議長のそういう発言は問題だと思うんですよ。私は議員として発言しとるわけですからね。当該委員長だからどうだって、何かわかりませんが、そういう仕切りというのはちょっと問題ですよ。委員長だからどうだということですか。

今の説明2つあったけども、具体的な内容の全くない説明ですね。これ全然わかりませんよ。だから、内示額が減ったということであれば、当然それは工事ができないということでの減額でしょう。そしたら、どこの部分がどうしてできなかったのか。当然、市民はそれができるとして予算も組んだるわけですからね。じゃ、どこの部分を、優先順位としてはここをやりませんでしたとか、そういう説明があるのが議会に対する答弁じゃないですか。

それから、もう1つは、入札減ということであれば、やっぱりどここの工事でこういう入札減がありましたと、特徴的なことをちゃんと言って、今落札の問題もいろいろ言われとるわけですので、そういう入札側の努力によって、また業者の方のそういう努力によって予算が減ったということなのかどうか。全然今の説明ではわかりません。

それから、補償補てんについても、じゃ具体的にどういう補償補てんの予算よりも必要でなくなったのか。全く時間のむだですよ、今の答弁では。だから、もう少し丁寧にわかるように説明してもらいたいと。全然性格違うでしょう。向こうからお金が内示よりも少なくなったということの問題と、工事によって落札減によってマイナスになった問題とは全然性格が違うじゃないですか。

そういうように、やはりこれだけの予算を出しとるんですから、きちっとした内容の説明 説明責任になってないですよ、これは。ちゃんと説明していただきたい。私だけが聞いとるわけじゃないに、みんな聞いとるわけですからね、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

この内示のことがよく出てくるんですが、内示

というのは一体どういう形であるんですか。何か文書で内示さっとされて、個々の事業ごとにチェックしてくるわけでしょう。漠然としないはずなんでね。向こうは補助金出したら、はしの上げおろしまで言うてくるという批判があるぐらいですから、そう漠然と枠だけボンとおりて、自由に使ってくださいというんじゃないに、1つ1つの事業にちゃんと査定をしながら、個々のその起債とかいろんなもののチェックをしてくるんじゃないかなと僕は思っとるんで、もう少し内示がそう簡単に切られるのはわからないし、今不景気だから、どんどん、どんどん工事をせえと言うけども、地方自治体にお金の現ナマがないから、現金がないからできないということが実態じゃないですか。

だから、消化ができないと言われとるのに、何か今の説明では矛盾しますのでね。もう少し内示というものがどのような位置づけでされて、どういう形であるのかもきちっとやってください。これ1億円近い減額ですからね。仕事を待っとる人、また市民もそれを待っとる人は大変ですよ。こんだけの額が切られたら。全く国の責任なのか、市の責任なのか、全然これわかりません。

副議長（東 重弘君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 年度初めに下水道事業をするに当たって国に補助金の採択の申請を上げるわけでございます。それに対して内示が来るということでございます。その手法といたしましては、例えば具体的にどこの道路に下水道管を埋設するので何ほ要ります、どこの部分についてと、そういうような具体的な個々の申請を上げるわけございません。今回、3,600万円の減額になったのは、この部分の工事はやめなさい、そういうような内容の内示方法ではございませんので、トータル的に市として13年度についてはどういう事業をするのかというその部分は上げます。それについてのいわゆるグロスで金額は何ほですという内示が文書で来るわけですので、その金額に合わして我々はその当該年度の工事をどうするかということ再度検討して、国に再度合わせた形で申請を行うというのが手法でございます。ここは待ってたのにできなかったと、そういうようなことはございません。

〔小山広明君「全部答えてないでしょう。入札減とかいろいろあることある」と呼ぶ〕

副議長（東 重弘君） 山内都市整備部長。
都市整備部長（山内 洋君） 個々のかなりの工事をしておりますので、入札減のトータル的な部分が数字としてあらわれてるわけでございますが、所管の委員会にたしかどの事業についてはこれだけのいわゆる事業費でございましたという報告をずっとさせていただいております。額については、250万以上の金額の工事についての入札額の予定額、落札額、この分については報告をさせていただいておりますので、御了承いただきたいというふうに思っております。

副議長（東 重弘君） 前川下水道課長。
都市整備部下水道課長（前川正博君） 申しわけございません。補償補てんにつきまして再度御答弁申し上げます。

議員も御存じのように、下水道事業の場合、今現在に面整備を、あるいは幹線整備を進めていく上で、図上では水道管あるいはそれらの占用物件等がどういう形で埋設されておるかというのは十分把握できておりますが、実際現場に入るとまいりますと、どうしても移設をしなければならないであろうと思われつつのが、部分的に予測よりも違うルートあるいはサイドが若干ずれておったために移設をしなくても済んだ場合とかいう場合がままございます。ですから、それらの場合には必然的にそれらの補償補てん等につきましては不要な工事という形になってまいりますので、それらの執行はする必要がございませんので、未執行分という形で数値があらわれてまいります。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

小山君。

3番（小山広明君） 反対の立場で討論をさせていただきたいと思いますが、議案第20号、今年度下水道事業特別会計補正予算は、8,937万5,000円という減額補正でございますが、至って説明が不十分で全くわからない。答弁にも矛盾がありますし、そういう点で今の時代の流れから

いっても公共事業をする中で景気浮揚をしていくという、私はそのことには反対でありますけれども、せっかく予算を組んだ問題につきましても、きちっと消化をしていくということは当然であります。それがどういうメカニズムで減額になったのかということも不明でありますし、入札減という問題についてももう少し特徴的なものがあったのではないのでしょうか。

初めて大型事業が最低制限価格で落札をしたということもこの年度にはあったはずであります。これはケースとしては大変珍しいケースでありますから、こういう特徴的なものについてはきちっと説明をして、そういう中でその落札減になったものは一体どのように処理をされていくのか、未着工の部分についてそれが回されていくのか、そういうようなことがもう少しきちっとした中で説明をされるべきであります。下水道そのものが大きな財政に与える問題を持っていることは当然でありますけれども、予算執行に当たっては、もう少し議会や市民にわかるような説明をするべきだと思いますが、その基本的な説明責任を欠いた補正予算については反対せざるを得ないということで、討論にさせていただきますと思います。

副議長（東 重弘君） ほかに。 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（東 重弘君） 起立多数であります。よって議案第20号は、原案のとおり可とすることに決しました。

3時30分まで休憩します。

午後3時05分 休憩

午後3時31分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第28、議案第21号 平成13年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第21号、平成13年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ685万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,296万8,000円とするものでございます。

151ページをお願いいたします。その内容につきましては、前年度繰越金並びに污水处理施設管理基金定期預金利子を污水处理施設管理基金へ積み立てるものでございます。

甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 今、基金に積み立てるといふ御説明でしたんですが、この内容を見ますと、衛生費で清掃費ということ歳出をしておりますが、この辺ちょっとわかりにくいので説明いただきたいのと、今基金というのはどれくらいあるのかですね。

それと、当然この基金というのは目的があると思うんですが、どれくらいをこの更新していくというのか、耐用年数が過ぎれば当然作りかえなにかんとかそういうものに充てるんじゃないかなと思うんですが、その基金の位置づけとして、そういう污水处理施設の更新計画というのはどういうふうにされておるのかを御説明いただきたい。

それから、下水道整備がいつになるかわからんという答弁が出とるんですが、そうなってくると勢いそういう大型住宅団地の污水处理施設の今の様な形態ですね。こういう污水处理施設管理特別会計というもので担っていくという役割がいよいよ増してくると思うのです。だから、あと引き取りの問題がいろいろありますが、どれくらいの予定で引き取り対象があるのか。これから団地もふえてくるだろうと思いますが、そういう点での

今後のこの会計が担うべき対象はどのようにお考えになつたのかを御説明いただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

污水处理施設管理基金でございますが、平成13年度末残高で2,600万3,021円でございます。

それから、更新の計画ということでございますが、現在古い分につきましては常時改修を行っているところでございます。12年度におきましても、修繕といたしましては砂川污水处理施設修繕といたしましては消毒槽のグレーチングの補強とか、電気設備の修繕とか、消毒槽のポンプの設置、それから沈殿槽等の計量ボックスの修理とか、沈殿槽や污水管の清掃、修理などを行っているところでございます。

また、新家、いずみ台、サングリーン污水施設につきましては、水中ポンプの取りかえ修理とかドアの修理、それから水銀灯の立て直しとか定量移送ポンプとか、サングリーン污水施設につきましては、消毒槽のポンプの設置、それから消毒槽ポンプ電源増設工事とか流入槽の外灯修理とか行っているところでございます。ですから、更新計画につきましては、その定期点検を行った上で常時その修理を行ってまいります。

引き取りの対象物件はということでございますが、要綱にのっとりまして、その要綱の基準を達した分につきましては引き取りを行っているところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 今いろいろ補修箇所はお言葉をお聞きしましたが、本体ですね。当然、本体は耐用年数があるわけですし、本体の修理とかというのは全然なかったし、配管がずっとされとりますから、そういうものも全部この市の責任でやらないかんわけですね。当然、それに見合せて布設管とか本体そのものをかえるとなれば、今ぐらいの積み立ての分で十分予算的には見ておるといふ、そういうことではないでしょうか。今もう2,600万ですから、いつぐらいに引き取った

施設の更新時期が来るのか。当然、計画を立てて料金設定もしとると思うんですが、そういう点ではどのような計画をしとるのかということを知りたいんですが、お答えをいただきたいと思っています。

それから、現に対象になる住宅が引き取ってほしいという意向の中でいろいろ整備をしたり、また地主との関係でその用地の問題でなかなか要件がクリアできずにまだ自主管理をしとるところがあると思うんですが、市の政策として下水道整備をしとるわけですから、積極的に市が管理することによって、その水質にしても、住民が安心して暮らすということにもなりますし、またし尿処理なんかは市は補助金出しとるわけですから、しかもし尿処理場は市はお金をかけてやとるわけです。

そういうバランスからいっても、こういう自主的にみずからがこの浄化施設をつくって管理しとるところについては、もっと私は積極的にこれ、たしか2つの団地ぐらいでしょう、今市がこの会計をやとるのは、まだ泉南市に大型な住宅地がいっぱいあるわけですね。そこまで下水道が行くのはまだまだ大変ですから、そういう点で当面引き取らないといけないという対象団地はどこにあるのかということもちょっとぜひ説明をして、この面についてはやっぱりみんなが理解をして、積極的に進められるようになるような答弁、議論をしたいと思っていますので、もう少し具体的にしていきたいと思っています。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

対象の団地でございますが、今現在市が引き取ってない分といたしましては、イトーピアというんですか、八幡山区というんですか、その団地、それから砂川公園団地。ただし、砂川公園団地につきましては、もう少し、数年たてば下水へつなげるといふふうには伺っております。

それから、新しい団地、宮のところへきてます団地、これにつきましては、一応要綱の通りまして出てきましたら引き取らなければならない団地だと思っております。

それから、本管等につきましては下水道課の方

で引き取っておりますので、その点につきましては施設管理課の方で管理されてるものと思っております。（小山広明君「イトーピアの中の下水道だれが管理しまんねん」と呼ぶ）

イトーピアの汚水管につきましては、これ旧宅造法に基づいて行われた分でありますので、引き取ってるかどうか分からないというふうには我々聞いております、担当課の方からは。

議長（角谷英男君） 小山議員、これは別格としてももう一度質問してあげてください。

3番（小山広明君） まず、更新時期が当然予想されるわけですから、今のこの基金のこれで足りるかどうかということが1つ質問ですね。

それと、今ちょっと答弁がありましたけども、今すぐ500人以上ですか、何かそういう引き取り対象がわかると思うんですが、既に調査をして基準に合ったら取りますよというところがもう既に俎上に上がったと思っておりますので、そういう具体的な団地名はどこですかと。そういう中であなたはイトーピアということをしてイトーピアだけですね、答えたのは、砂川公園団地は二、三年で引き取るんだから、これは下水道につながりましょうと。そうすると、イトーピアだけなんですか。ほかは全部、大型団地は市が引き取っておるんですか。私、そうでないと思うんですが。

それと、答弁の中でそこに持ってきとる下水管ですね。それは全部下水道課がやってますということは、それは全部下水道課の責任で、その管の維持管理なり、財産は下水道課のものとして理解していいんですか。私はちょっと違うと思うんですが。それは引き取る時に管のこともきちっと整備をした中で引き取るというように答弁ありましたからね。

そうなってくると、これからそこに下水道がつないだ場合でも、そういう団地内の下水管の整備というのは市でやらないかんことになるんでね。これも大変大きな金額になるんで、そういうことであればそう確認しておきたい。私はそうでないと思うんですよ。それは下水道に付随したまだ私的なものだと思いますからね、そのようにちょっと答弁を聞いて矛盾を感じたんで。

私の主要に聞いとるのはその2つですから、基

金の問題と引き取り対象の団地はどこですかということなんですよ。

議長（角谷英男君） 味若市民生活環境部参事。市民生活環境部参事（味若秀治君） 小山議員の質問にお答えを申し上げます。

更新の時期ということですが、更新の時期が来たら基金が足るのか足らないのかということですが、当然何年かたったら更新せなあきません。そのときに大型であれば、大型の更新をすれば、当然基金が足らないということになってこようかと考えてございます。

それから、イトーピアの件でございますが、今現在引き取ってないのが、先ほど答弁しました砂川公園団地と、それからイトーピアの2カ所でございます。あとの3カ所、いずみ台、サングリーン、砂川台につきましては、市の方で引き取ってございます。

それから、この3カ所と砂川公園団地につきましては、いずれ下水道の方がつなぎ込みをすることで聞いてございますので、よろしく願います。

それから、下水の本管につきましては、私ども聞いておりますのは、都市整備の方で本管については維持管理してるということで聞いてございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 小山君。3回目です。

3番（小山広明君） イトーピアは下水道管がいわゆる市で引き取るとということはわかりました。それは間違いないですね。そしたら、さっきの答弁になってないというのは、2,600万の基金があるわけでしょう。当然、更新時期というのはいもうわかるわけじゃないか、耐用年数でね。それも対応した基金をためておかないと、もしするときにはこれは市の責任で全部更新をせなあかんということになりますからね。基本的には利用者がその分を基金としてためていくということがこの基金の性格じゃないかと思うんですよ。単なる水中ポンプを直したり、照明灯をちょっとつけたりというものではなしにね。

そうすると、この2,600万は、常識的にいっても私はとても足りないと思いますし、それから

この下水管というのも道路と同じように引き取るとなると、これもやはり入れかえないかんわけですから、この辺の資金手当てもやっぱりしないといかんとすると、大変なことになると思うんですが、そういうこともやっぱり当然市が引き取るとということであれば、そういう理解でいいんですね。当然、財政アセスの中にもそういうものが入ってこないと私はだめだと思うので、それはそれでいいのであれば、問題は残るとしてもわかりました。基金については、やはり更新時期をきちっと示して、それに見合う基金の積み立てということをやっとなないと、これを一般会計から繰り出すということになると大変になるのでね、ぜひ一回整備をしておいていただきたいと思いません。

議長（角谷英男君） 味若市民生活環境部参事。市民生活環境部参事（味若秀治君） 先ほど私、イトーピアの方ということでちょっと誤解があったようですが、イトーピアについてはまだ市の方が引き取っておりませんので、その辺については先ほど次長の方から答弁しましたように、まだ以前のことでありますので、市の方が引き取ってないということでございますので、よろしく願います。（小山広明君「そしたら道路も引き取ってないの」と呼ぶ）私、道路課と違うのでわかりません。（小山広明君「道路と一体と説明しとったからな。道路もしてないの」と呼ぶ）

それから、基金の件でございますが、当然足らなくなってくると思います。ただ、今のところではもうその足らなくなる時点まで、下水道が今引き取ってる分につきましては下水道のつなぎ込みが予定されておりますので、その時期まで今のところはもつんではないかというような考えでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第29、議案第22号 平成13年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第22号、平成13年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書の155ページをお願いいたします。

補正の内容でございますが、平成13年12月までの9カ月間の実績で推移をいたしますと保険給付費に不足が生じますことから、保険給付費国庫負担金、支払基金交付金等の予算措置が必要になり、本議会にお諮りをするものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,072万8,000円を追加し、18億3,986万4,000円とするものでございます。

歳入の明細につきましては159ページに、歳出の明細につきましては160ページから161ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 和気君。

19番（和気 豊君） 最終補正に近いものだというふうに思います。それで、これを見ますと、161ページに給付準備基金積立金というのがありますね。8,954万8,000円、約9,000万に近い額が準備金として積み立てられていると。これのいわゆる財源、これはどこから来てるんでしょうか。そのことについてお示しをいただきたい。

それから、平成12年では既に1億1,700万、

これは決算ベースですが、準備積立金が内部留保されていると、こういうふうに理解してるんですが、合わせてほぼ2億、これだけの14年度に向けての準備積立金があると。当然、3年サイクルですから、14年でどれだけ要するのかということの見込みの中で、結局3年サイクルの中で総額どれだけのお金がいわゆる余剰金として出るのかということは、もう14年度予算をつくっておられるわけですから、そういうことではほぼはっきりするというふうに思うんですね。だから、3年サイクルの中で余剰金はこれだけだとはっきりするわけです。

そして、それも当初泉南市が大変な見込み違いをしたと。いわゆる高齢者の出現率や、實際上認定にかかわった、認定された皆さんがこれだけサービスを受給されるだろう、こういうふうに思っていたところが、やはり大変な負担増によってなかなかそうはいかなくなった。結局、みずから我慢をしてサービスの受給を抑えておられる、抑制されておられる。そういうことが大きな原因でこれだけの余剰金が出たわけですから、当然見込み違いで高く取ってきた保険料、これはいわゆる還元をすべきではないか。

12年度、13年度両年度で2億ぐらいのお金が余剰金として計上されているわけですから、これは当然利用者の皆さんに還元をすべきではないか、こういうふうに思うんですね。百歩譲って、14年度の支出に供する部分が一定出てくるんで、そこへこの積立金を回すということになっても、それじゃ差し引きどれぐらい出るのか。この差し引きについては3年サイクルですから、15年は新しくまた予算を組み込んでいくわけですから、そういう点では1つのけじめをここで入れなければならぬと。このけじめは、当然利用者に還元をすべきだというふうに思います。その点ちょっと明らかにしていただけますか。

議長（角谷英男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 余剰金の部分、基金積立金の財源でございますが、介護保険料部分でございます。議員おっしゃいましたけども、14年度中につきましては、私ども診療報酬の改定が3月中になされます関係上、医療施

設から介護保険施設への転換が相当数見込まれるであろうと。その辺から施設サービス費が増大してまいります。また、済生会の老人保健施設の90床のうち何床泉南市の方が利用されるかという点についても不明でございますので、14年度中の見込みについては今のところ積算ができかねます。

当然、余剰金が御指摘のように多額な2億円近い額が生じております。この余剰金につきましては、以前から御説明申し上げておりますように、当然種々の検討を進めておりますが、介護施設サービス費の部分でどれぐらいになるか今のところ不明のために、15年度以降の計画が今のところまだちょっと見通しがつきません。当然、余剰分は次期保険料の引き上げを抑えるための繰越財源でもございますので、その辺も当然考慮しながら、利用料の減免も含めた検討は当然進めてまいります。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） もう14年度予算は組んでおられるわけですね。その予算の中には、例の済生会の担当していただける老健施設ですね、90床、それから白井病院の介護施設ですね。介護療養型病床群ですね。それが100床ですね。両方で190床。そこに数が出てくるわけですから、全く見込みが立たないということではなくて、例えば今の既設の特養から老健施設、それから介護療養型病床群、その3施設で大体泉南市のお年寄りがどれだけ入所されているか、対象者がどれぐらいあるのかと、こういうことからおのずから数字が出てくるというふうに思うんですよ。

そんなたくさんの数ではないというふうに思いますので、もう既に600名からの人が入っておられるわけですから、それ以外の今度の待機されてる方とか、新しく出現する見込みの方、この数になってくるわけですから、その辺はどうなるんでしょうか。一定の見込みを立てると。既に予算を組んでるわけですから、そういうふうに数字を握りながら予算の中には全く組み込んでいない、こういうことなんです。

それと、一定めどをつけて、わからへん、わからへんということではなくて、2億という厳然たる保険料を取り過ぎているということから来る余

剰金というのが、見込み違いから来てる余剰金というのが明確にあるわけですから、やはりそれは利用者に還元をしていくと。これが当然のあり方ではないかというふうに思うんですよ。それはどうなんですか。

いつまでも利用は検討する、検討するということで、先延ばし、先延ばしでいかれるんじゃないくて、3年サイクルで、3年間は当初の数値というのとは変えられないということでしょう。今度は、15年からは適正な価格でまた向こう3年間は1つの苦い経験に照らして 苦い経験というのは利用者がほんとにたくさんの保険料を取られて、65歳以上の皆さんが高い保険料を取られているわけですから、その辺の利用者が苦い経験してるわけですから、今度はそういうことがないように、15年からはきっちりとした、できるだけ現実に近い、他市みたいな実態に見合った、実態調査を踏んまえて、実態に近い数字でやったらいいんですよ。14年までで1つ締めないかんわけでしょう、これ。15年以降のことはこれからじゃないですか。また改めてやったらいいんじゃないですか、出ないようなやり方を。14年で締めなあかんでしょう。3年サイクルでしょう。

議長（角谷英男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 14年度予算にはっきりとその介護療養型医療施設、老人保健施設等の費用という形では盛り込んでおりません。ただ、その計画上の今現在75%程度の給付の実績に基づいた予算措置をしてございます。議員おっしゃる余剰金で、14年度中に8,000万円近く白井病院と済生会の老健施設で取り崩しが必要になってまいります。

それと、まだなぜ不明と申しましたかということ、これについては、先ほど診療報酬の改定によりまして和泉南病院等ほかの病院も介護療養型医療施設に転換するおそれも出てまいっております。ですから、不明と申し上げました。先ほども申しましたが、当然第2期の事業計画の策定に当たりましては、利用料減免等も含めた検討をするということで御答弁申し上げました。

議長（角谷英男君） 和気君。3回目です。

19番（和気 豊君） 8,000万という数字が

いみじくも出てきたわけですね。その90床プラス100床、その分では新たな財源が8,000万要ると。これは準備積立金から取り崩していきたいと。あと1億2,000万ですね。今、和泉南病院は何床あるんですか。これが全部移管した場合のはね返りですね。

そやけど、それやったら老健法の方で財源浮くわけですよ、先ほど論議ありましたように。見込み違いは、介護保険の方に移行すべきものが移行しなかった、こういうことで老健で全部見なあかなんだ、こういうことで当初の11万6,000件が13万6,000ほどになったと、こういうようなお話がありましたけれど、こっちの方で要らなくなるわけですよ、それはね。

そしたら、トータルでやっぱり市でどっかの財源が浮いてくるわけですから、そういう財源は当然取り過ぎてるんですから、これ。当初の見込み違いなんですから、高い保険料取ってきたわけですから、その高い保険料をいわゆる実態に見合ったような精査をやって、そして保険料を決めとったら、こんな取り過ぎはないんですよ。取り過ぎたものは当然返すべきじゃないですか。

それは15年度と言わんと、15年度からは利用料に還元していきたいということやけれど、15年からはまた15年、16年、17年、3年間でできるだけこの教訓に学んで実態に近い数字を出していかなあかんわけでしょう。余剰金出んようにせなあかんわけです。そうでしょう。今回は3年サイクルの中で余剰金を還元するということで、これはやっぱり今年度中に一定和泉南病院、これは僕は試算できると思うんですが、百歩譲って一定のめどが立ってきた段階で、これは利用料に還元されませんか。

もう本来であれば、診療報酬の改定等があったらわかってるわけですから、いつぐらいからやるか、もう申請はしとるんでしょ、介護療養型病床群への移行というのは。そういうところからやっぱりつかむ努力してくださいよ。これだけ利用者が負担増のためにみずからの受けられるサービスを手控えてるんじゃないですか。その辺の実態を十分踏まえて対応してくださいよ。お年寄りがどんな苦しみになってるか、この10月からまた高齢

者の皆さんの窓口負担大変になりますよ。どうですか。市長も一遍答弁してください。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 確かに、今現在では余剰金はかなりあるということでございます。ただ、保険を運営する立場から申し上げますと、まだ十分要するにコンスタントに運営できていくかというのは、多少不安があるわけですね。新たないろんな施設もでき上がってまいっておりますので、その辺をできるだけ早くカウントして、その上でなおかつ今後とも剰余金が残っていくということであれば、それはその時点で何らかの方法で還元をするというのは当然かというふうに思いますが、今担当の方で説明しましたように、14年度から新規のいろんな施設も今度稼働してまいりますので、その推移を若干見させていただいて、その間においてまた運営協議会もございまして、そちらの方にもお諮りをする中で、我々の保険運営の特に料金あるいはサービス含めて検討していきたいと、このように思っております。

議長（角谷英男君） ほかに 島原君。

16番（島原正嗣君） 簡単に御質問をいたしたいと思えます。

160ページですけれども、この中で節19の負担金補助及び交付金というのがあるんですが、この中では居宅介護サービス給付費とあるんですが、この内容はどうなってるのか、件数なり内容について御説明をいただきたいと思えます。

それと、161ページの同じく節で、これも負担金補助及び交付金の部分ですが、高額介護サービス費という説明があるわけでありましたが、高額とは一体どういう定義をもって高額というのか、ちょっと具体的にわかりませんので、御説明をいただきたい。

それと、僭越ですが、ちょっと不思議に思うことで御質問をしたいと思うんですが、この介護関係だけサービス、サービスいうて、しょっちゅうそういう表現を書いてるんですけど、サービスといたって、皆それぞれ保険料を払って体が弱くなったり体力が弱ると医療あるいは介護を受けると、こういうことになってるんですけども、一般的に介護サービスのサービスという定義は、日本

語に直したらどこまでがサービスなのか。

私に言わしたら、当然金額を払ってるわけですから、その対価として介護をしてもらってるということが本来日本語に訳することじゃないか。だから、うちだけじゃなしにほかの役所も皆サービス、サービスと言うてるけど、サービスというてどこからどこまでサービスなんやと。あめ買いに行つてチョコレート1個もらうのはサービスかもわからんけども、行政の言うサービスという定義はどういうことなのか、できれば教えていただきたい。わからなきゃ、また辞典でも引きますけども。

それから、先ほども和気議員さんから御質問ありましたが、介護保険の泉南市の加入者はわかっておれば大体どれぐらいか。給付を受けてるのは、ただいまの御答弁で75%というような感じのお答えをしとったようですけども、給付をしてる方は何人おるのかですね。このことについてお答えいただきたい。

それと、この給付なり何なりの場合のレセプトという、診断を受けたり介護の資格を受けたりする場合は、これはどういう形になるんですかね。その具体的な内容についてお答えをいただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） まず、居宅介護サービス費につきましては、私どもの方では居宅介護サービス費の節での給付費の伸びから補正予算をいたしております。具体的には、ホームヘルプサービス、デイサービス、訪問看護、訪問リハビリ、訪問入浴等が含まれております。

それと、高額介護サービス費でございますが、高額介護サービス費と申しますのは、医療保険で申します高額療養費と同じ考えで定められております。

それと、サービスという定義という部分につきましては、私ども把握いたしておりませんが、ただ国の方からの指示がございまして、予算科目設定等を行っております。その中にサービスという文言が入れられております。

それと、第1号被保険者の数ですが、12年度末で9,000名ございました。今、九千四、五百

程度でございます。また、サービスを利用されている方につきましては700名から800名、これは常時サービスを使われない方もございますので。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 逆に再質問いたしますけれども、9,000名と介護が適用されてる方が700名ということですが、本市のこの9,000名というのは、これは全体 社会保険の加入者の場合も40歳以上は一定負担してると思うんですが、そういうようなもの全部総ぐるみ、総数ですか、この9,000名というのは、できたらお答えいただきたいというふうに思うんです。

これは例えば市直接の国民健康保険とかそういうようなものに適用してる方の人員なのか、全体の数が9,000名、ちょっと少ないような感じしますけども、それについてお答えをいただきたいと思います。

それと、先ほど聞きました160ページの居宅介護サービス給付費の件数ですか、訪問介護とかいろいろわかりますよ。何件についてこれだけのものが必要なのか。これ、わかりませんか。わかっておれば御説明をいただきたいと思います。

高齢者の高額療養費とおっしゃるんですけども、現在高額療養費は例えば5万とか6万というふうになってると思うんですが、具体的な内容、ここに示すいわゆる高額介護サービス費というのはどの位置に値するのかですね。例えば6万円とか7万円とかあると思うんですけども。一般に言う高額療養費に値すると、こうおっしゃったんですから、どの部分かということをお答えをいただきたい。

議長（角谷英男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 先ほど申しました9,000名といひますのは、第1号被保険者ということで、泉南市の65歳以上の方の数でございます。

済みません。先ほど700名か800名程度と申しましたが、サービス受給者については963名が13年度の平均になると思います。

それと、高額介護サービス費でございますが、

高額介護サービス費は医療保険と全く同じ6万3,000 ちょっと済みません、金額はつきり覚えておりません。

2号被保険者の把握につきましては、ちょっと資料が今手持ちでございません。申しわけございません。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） その2号被保険者は企業の方で保険料を徴収したりしてると思うんですけども、これは最終的には泉南市の保険財政の方にその分は入ってくるんじゃないですか。どんなんですかな。これ、ひとつお答えいただきたいと思うんです。

それと、この件数はわかりませんか。160ページの居宅介護サービス給付費3,542万円載ってるんですが、これは何名に対してとか、何件に対してか、具体的なことがわからなければ結構ですけれども、大まかなとこがわかればお知らせをいただきたい。

それと、一般的には在宅というような呼び方もしたり、この文字表現では居宅というような感じで表現してるんですけども、居宅も在宅も同一の解釈なのかですね。どこか違っておれば、違うおるような説明をしていただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 先ほどの居宅介護サービス費の訪問通所サービスで月平均1,000件程度です。短期入所サービスが64件です。その他のものとして847件。それ以外に福祉用具購入費というような別に科目もございますけども、11件です。住宅改修につきましては、月7件となっております。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よ

って議案第22号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第30、議案第23号 平成13年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。山野水道部長。

水道部長（山野野太郎君） 議案第23号、平成13年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算につきまして簡単に御説明を申し上げます。

議案書の163ページから165ページに記載をいたしております。165ページをお開き願います。

まず、収益的収入の補正でございますが、水道事業収益に33万円を増額し、14億9,053万8,000円とするものでございます。内容につきましては、昨年7月1日から施行をいたしました水道料金の福祉減免制度によります減免額につきまして一般会計から繰り入れを受けるものでございます。

次に、その下の資本的収入の補正でございますが、5,000万円を増額をして12億7,240万円とするものでございます。さきに正誤表をお出ししておりますけれども、資本的収入の補正の備考欄で下から2行目でございますが、改良整備4,500万、簡易水道500万というふうに書いてございますが、4,500万を4,700万に、500万を300万円に御訂正をお願いを申し上げます。内容につきましては、国庫補助金の確定によりまして石綿管の改良整備に要する補助金4,700万円、簡易水道施設整備に要する補助金300万円の補正をお願いをするというものでございます。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めま

す。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第23号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第31、議員提出議案第1号 骨髄移植に関する医療保険の適用拡大を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して上山 忠君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。上山 忠君。

10番（上山 忠君） それでは、議員提出議案第1号、骨髄移植に関する医療保険の適用拡大を求める意見書（案）について、案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

日本の公的骨髄バンクは、1991年12月に骨髄移植推進財団が設立されて本格的な事業が開催され、1993年1月に始まった非血縁者間移植は既に3,800例を超えている。

しかしながら、患者とその家族は精神的にも経済的にも過重な負担を強いられているのが現状である。

つまり、ある日突然、原因不明とされている「血液難病」と診断され、根本的な治療法である骨髄移植を指示されながらも、血縁者の中に骨髄液の提供者（ドナー）を見いだせず、ようやく骨髄バンクによって善意のドナーが現れてもなお、50万円以上の患者負担金が必要とされる。

一方、骨髄移植推進財団は、公的骨髄バンク事業の主体を担うべき重要な組織でありながら、非常に困難な財政状況に直面している。収入の大半を厚生労働省からの補助金、患者負担金、善意の寄付金に頼らざるを得なく、このままでは事業の縮小を余儀なくされ、移植を希望する患者にとって不可欠のドナー募集活動にも支障をきたしかねないのである。

ついては、下記のことについて強く要望するものである。

記

1. 骨髄移植に使用する骨髄液に医療保険点数をつけ、現在、骨髄バンクを介した骨髄提供者に派生している患者負担金の解消をはかること。

1. 海外の骨髄バンクから提供される骨髄液に対しても国内と同様の扱いとし、患者負担金をなくすこと。

1. 骨髄バンクの運営経費については、補助金による国庫補助ではなく、医療保険会計によるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年3月28日

泉南市議会

議員各位におかれましては、賛同のほどよろしくお願いいたします。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 大変不勉強で、私も余りこのことは詳しくはないんですが、この骨髄バンクというものについての少しわかりやすい説明と、泉南市におけるこういう骨髄バンクのこの意見書のような対象状況というのは、わかっている範囲で結構でございますけども、御説明をいただきたいと。

それから、これは記の中にありますが、この意見書によって具体的にはどのような成果を期待されるのか。3つ掲げているのはよくわかるんですが、もう少しその辺の詳しい御説明をいただければありがたく思いますので、よろしく願います。

議長（角谷英男君） 上山君。

10番（上山 忠君） 意見書の案文どおりでございます。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 意見書を聞いて質問しとるわけですから、やっぱり提案者としてももう少しきちっと説明をしていただきたい。それは答弁じゃないですよ。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件について起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第32、議員提出議案第2号 尾崎保健所（支所）の存続と機能の強化を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。

4番（大森和夫君） 議員提出議案第2号、尾崎保健所（支所）の存続と機能の強化を求める意見書について、案文の朗読をいたしまして提案にかえます。

尾崎保健所（支所）の存続と
機能の強化を求める意見書（案）

今日、「公衆衛生」をめぐる状況は、毒グモ、O-157・食中毒感染症、雪印食中毒事件、狂牛病、児童虐待、小学校児童殺傷事件、難病、生活習慣病対策や健康づくりなど生活の安全とこころとからだの健康問題に対する対策の強化はまさに「まったなし！」である。ところが、いま大阪府として平成16年には私たちの尾崎保健所（支所）を廃止するとの方向をうちだしている。

しかし、これまで長きにわたり私たち住民の身近にあって、地域公衆衛生の第一線の総合機関として、保健所が住民の生活の安全と健康を守るために果たしてきた役割は極めて大きく、今日においてもますますその存在は重要性を持っている。

よって、本市議会は大阪府に対し、尾崎保健所（支所）の存続と機能の強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年3月28日

泉南市議会

議員各位におかれましては賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第2号を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立によって採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立少数であります。よって議員提出議案第2号は、否決されました。

次に、日程第33、議員提出議案第3号 児童扶養手当制度の見直しに反対する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

11番（松本雪美君） 議員提出議案第3号、児童扶養手当制度の見直しに反対する意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

児童扶養手当制度の見直し
に反対する意見書（案）

政府が、来年度予算案で、児童扶養手当の大幅な削減を盛り込んだことに、母子家庭の間で不安の声が大きく広がっている。改悪案の内容は、年収が130万円から1万円増えるごとに、年間手当額を2000円ずつ減額するというものである。この結果、現在2万円から4万円の手当が、1万円から2万円減少する家庭もうまれるのである。

周知のように、児童扶養手当は、1998年に

所得制限が大幅に切り下げられ、6万人もの人が手当をうち切られる結果となった。今回の見直しが実行されると、手当を減らされる人はおよそ33万人にもものぼると言われている。今、母子家庭の7割を超える70万人程が児童扶養手当を受給しており、実にこの半数が改悪の影響をこうむることになるのである。

失業率が過去最悪を更新するなど、国民の生活が深刻の度を増しているなか、このような改悪が母子家庭にさらなる生活苦しさを生じる結果になることは明らかである。母子家庭の平均収入は一般世帯の3分の1程度にすぎず、児童扶養手当は、文字通り母子家庭の母と子の暮らしを支える命綱となっている。これ以上の削減は到底許されるものではない。

よって、国においては、児童扶養手当制度の見直しは行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を退出する。

平成14年3月28日

泉南市議会

この案文の提案に賛成をよろしく申し上げます。議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立によって採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立の結果、可否同数であります。ただいま報告いたしましたとおり可否同数でありますので、よって地方自治法第116条の規定により議長において、本件に対する可否を採決いたします。

本件については、原案のとおり可とすることに決めます。

次に、日程第34、議員提出議案第4号 すべての労働者の賃金・労働条件の改善を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。

18番（成田政彦君） すべての労働者の賃金・労働条件の改善を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえたいと思います。

すべての労働者の賃金・労働条件の改善を求める意見書（案）

日本経済は、時を追うごとに不況が深刻化している。経済危機の根本にあるのは、生産力に比べ個人消費を中心とする需要の力が弱過ぎることにある。小泉首相が進める「構造改革」は、倒産や失業を増やし、国民に負担増を迫るものである。

このような「構造改革」をやめさせ、減税をはじめ労働者・国民の購買力を高めることが、不況の一番の被害者を救済し、日本経済を再建する道である。よって、国においては、すべての労働者の賃金、労働条件の改善を図るよう下記項目を強く要望する。

記

1. すべての労働者に、「月額1万5千円以上」の賃金底上げをはかるよう関係団体に働きかけること。
2. パート労働者の時間給「誰でも・どこでも1,000円以上」の引き上げとパートの均等待遇を保障するよう法改正・企業への指導を強化すること。
3. 現行の最低賃金を「時間額1,000円以上」「日額7,400円以上」「月額15万円以上」に設定・引き上げること。現行最低賃金法違反を厳しく取り締まること。また、全国一律最低賃金制の確立にむけての具体的検討を行うこと。
4. 公的関連事業に働く労働者の賃金においては、ILO94号条約（公契約）の趣旨にもとづき、公正な賃金等の確保に努力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年3月28日

泉南市議会

よろしく願います。

議長(角谷英男君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第4号を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長(角谷英男君) ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立によって採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(角谷英男君) 起立少数であります。よって議員提出議案第4号は、否決されました。

次に、日程第35、議員提出議案第5号 有事法制の立法化反対・憲法第9条擁護を政府に求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して小山広明君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。小山広明君。

3番(小山広明君) 有事法制の立法化反対・憲法第9条擁護を政府に求める意見書(案)

いま政府は「有事法制」を国会に提出しようとしている。その理由として政府はテロ対策や不審船対策を持ち出しているが、これらの問題は警察や海上保安庁などによる犯罪取締りによって対処できるものであって、戦争を遂行するための制度である「有事法制」を立法化する必要はない。

また、いま日本に大規模な侵攻を企てる勢力が存在しないことは、政府自身が認めているところであり、戦争を準備する法律を持つ必要はない。ましてや、戦争を放棄した憲法第9条を持つ日本は、「有事法制」を持って戦争を準備するのではなく、平和のための外交努力と国際貢献を迫るべきであるにもかかわらず日本に「有事法制」を立法化するということが、アメリカが軍事攻撃

を拡大しようとしている今日、このアメリカの戦争に日本を参加させ、国民をこれに総動員することである。しかも政府は、「有事」の概念を「武力攻撃に至らない段階」をも含むものとしている。よって、戦争にいたらない場合でも、政府が必要と判断すればいつでも憲法を停止して「有事」体制に入る危険に満ちている。米軍や自衛隊の軍事行動を優先し、国民の身柄・土地・財産、地方自治体、医療・建設・運輸をはじめ全産業・企業に、戦争への協力を強制する「有事」体制が、わが国が世界に誇る憲法と基本的人権を踏みじめるものであることは言うまでもない。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の事項を強く要請する。

記

1. 有事法制の立法化をしないこと。
2. 憲法第9条をまもること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年3月28日

泉南市議会

以上、よろしく御賛同いただきますようお願いいたします。

議長(角谷英男君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 島原君。

16番(島原正嗣君) 御指名をいただきましたので、小山大先生に御質問をいたしたいと思いません。

この有事法制は御存じのように、国家においても重要な法案の1つであろうと考えます。ここの文面を読みますと、すぐ戦争に短絡的に追随していくというような書き方をしておりますけれども、先般の有事法制に関する国会でのアンケートにおきましても、有事法制の必要性を訴えたのは66%、年代別では40歳代が73%必要であるという回答をいたしております。

これは、まさしく昨年の米国における同時多発テロによって憲法第9条と有事法制の関連をどうするかというのがやっぱり日本の国家、国民としての考えなければならない問題ではないかというふうに思います。今、国会でもいろんな説明、審議が提案されるようでございますけれども、小山

議員にお尋ねしますが、国会では今どういうことが、有事法制全般についてなのか、何項目においてどういう問題が国会で議論をされようとしているのか、具体的な提起をしていただきたいと思えます。

ここにも書いてありますように現在の日本の憲法第9条は、戦争、平和、戦争を放棄して平和貢献、世界に貢献する方法を規定されてるわけであり、これが1つの戦争を阻止するという9条の関係からして、なかなか有事に対しての国としてのあり方、あるいは今日の自衛隊における自衛隊法との関連、あるいは警察もありますけれども、警察権との関連にいたしましても、いろいろ複雑多岐にわたって明瞭な解釈ができないという政府の方針もあります。

したがって、私はこれは今回国民の大きな課題として国民全部が有事にどう対処していくかという議論はあって当然だと思っておりますが、小山大先生の御意見を伺いたい。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 島原議員から御質問いただきました。国民の66%とか、40歳代の方の73%が有事法が必要だという国民世論というものを御質問いただきました。何項目について議論されているかということについては答えることはできませんけれども、有事法制について今小泉内閣のもとで提出が予定をされておりますし、今回小泉政権の中では、テロとか不審船に限って有事法制を整備するのであるという、そういうことも言われておるわけであり、日本国憲法が武力によって国際紛争を解決しないというこの基本的な姿勢に、有事というのは、当然質問者も御存じだと思うわけですが、戦争というものを想定しとるわけであり、その基本を日本国憲法は否定をしておるわけであり、

新ガイドラインという形で安保問題でのそういうものが大きな世論にもなったわけであり、その中でもやはり憲法があることから、協力を求めることができるということで、いわゆる有事法制的なものは見送られてきたのが現実であります。

福田政権の時代からこのことは議論をされておりますけれども、やはりこのことに日本の国が動

くということで、この憲法9条を中心として生きてきた我々の日本国の戦後の社会に、大きく軍事的な面にスタンスを切る、かじを切るということの懸念の中から、大きな政治的な判断の中で歴代の内閣はこの有事法制を出してこなかったと。そういうところに私は為政者、特に政治を預かる者の中に過去の歴史を見た判断があったのではないかと思います。

確かに、もしものときにどうするのかという、そういう恐ろしいな迫り方というのはわかるわけがありますけれども、そういうことにならないように日ごろからの外交努力を通して、武力で解決をしないという、この基本線に立つならば、今提案しました有事法制というのは、私はすべきでないということで提案をさせていただきました。

十分具体的な答弁にならないかも知れませんが、この提案の趣旨として私は答弁をさせていただきましたので、よろしく賛同をお願いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 質疑の途中でございますが、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。島原君。

16番（島原正嗣君） この問題、先ほども申し上げましたように、泉南市にとりましても自治体としての考え方、あり方というものも問われるものでありますから、ちょっと時間をいただいて議論をした方がいいのではないかとこのように思います。

じゃ、私の方から今国会に提出される4法案の内容について、1つは安保基本法案の改正について、2つ目は自衛隊の行動の円滑化に関連する法案、3つ目は安保会議設置に関する改正法案、それから4つ目が米国の行動円滑化関連法案、この4つの法律が今国会に提出されるようであります。まだ出てないようですけども、これは小泉さんから与党の関係者にこういって提起されたというふうに言われております。

そこで、もちろん賛成、反対、憲法改正でありますから一部ありますが、先ほども申し上げましたように、日本の憲法第9条は、世界に誇るいわゆる平和憲法であると、こういう1つの位置づけがあるわけであり、もちろん、私どもも今回

のこの改正については慎重に審議をしてほしいという願いがありますから、平和憲法を大事にして国際貢献がどうできるか、あるいは有事に対して日本の国家として、国民としてどのような世界平和に貢献ができるかということの理念をきちっとするべきであると。

したがって、現在の憲法第9条ではそれぞれの解釈はできても、具体的な法案に対する明確な答えがなかなか出にくい、こういうことであります。したがって、現在自民党を中心に国家形成をしている与党の方でこの調査を、あるいは検討をしていただくという提案をなされたわけであります。

そこで、私どももただ単にこの議会で反対、法案を出すなという決議よりも、むしろ時間を置いて、お互いにこの有事法制についてどうあるべきかという地方自治体として、地方議会としての考え方というものを私はまとめることが大事ではないかなというふうに思います。単にこの議会で決議をして国に送るということではなくて、私はできれば一定の時間を置いて、お互いが議論をし、討論をして、その上で私どもがきちりした判断を出すことが我々地方議会に課せられた使命と責任ではないかと、私はそう考えておりますが、小山議員さんの考え方はいかがでしょうか。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 再度の御質問をいただきましてありがとうございます。明確に4つの柱を掲げて、この有事法の1つの部分を御説明いただきまして大変ありがとうございます。

最後の米国の行動を支援するというここに、この有事法の私から見れば危うさがあると思います。世界で最大の軍事大国であるアメリカの軍隊がこの武力を持たない、軍隊を持たないという憲法のある私たちの社会に戦後ずっとおり続けるというこの異常さ、ここに私たちの問題があると思いますし、大いに議論することは必要でありますけれども、やはり憲法を守るという視点に立った議論ということが私は大事だと思いますけれども、今質問者も言われたように、9条をめぐっての解釈がさまざまある。

しかし、これは自民党の、与党の中からでも、もうこのような解釈で9条を考えることは不可能

だと。ある大物の知事あたりは、明らかに9条に違反する日本の自衛隊のあり方も明言をしております。もはや、もう解釈ではこの問題を通過できない、一挙にこの9条を変えていわゆる軍隊を保持する国にしようという大きな流れも確かにあるわけであります。

しかし、今質問者が言ったように、世界に誇れるこの憲法9条をいかに守っていくのか。周りに軍事的な国がある中で、日本の国をどう守るかということは本当に大事な問題であって、私も地方議会でこのことの議論をすることは大変重要だと思います。

こういう意見書の提出を通して、議員同士がこういう議論ができるということは、私は大変有意義でもありますし、しかし現実にはこの国会中にこの有事法が出されるという状況下にありますから、質問者の言うように慎重な対応でないことも客観的にはあるわけでありまして、この決議を上げることにおいて、やはり慎重な姿勢をむしろ与党に促すという意味からも、私はタイミング的には大変重要な時期ではないかなと思います。

十分質問には答え切れない私の知識のなさもありますけれども、思いとしてはそのような思いでございますので、御理解よろしくお願いをいたします。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 意見だけにかえておきますが、私もこの問題について、平和問題につきましては民社党時代から三ツ矢研究の問題、あるいは99年のガイドラインの関連法案等々もいろいろ勉強させていただきました。しかし、先ほども申し上げましたように、昨年の米国における同時多発テロ、これ1つを見ましても、攻撃をされた場合、日本が攻められた場合のテロ対策をどうするのかということも含めて、私は感情論ではなくて具体的な政策論についてもっとお互いが意見を交換して、国家、国民のためにどうあるべきかということも考える必要があると思います。

何回も言うようですけれども、現在の日本の憲法は、まさしく世界でも平和を守る唯一の平和憲法であると、これはだれもが認めるところであります。しかし、反対される方の意見の大半は、これ

はあくまでも軍事大国の道をたどるんだという、そういう考え方も確かにあります。しかし、私は21世紀という1つの時代の中で、もうそろそろ日本の憲法にも問題があるなら当然改正すべきは改正をして、国民の合意を得るということが必要ではないか。

以上、意見を申し上げまして終わります。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

北出君。

12番（北出寧啓君） 島原議員が細かいことをおっしゃっていただいたので、雑駁な意見になりますけれども、逆にテロ対策等という形でこの1年のアフガン紛争を見ても、アメリカ軍主導型で展開されてきておりますし、テロそのものはもちろん徹底的に非難されるべきですけれども、いわゆるアメリカン・グローバリズムという枠組みの中で貧富の差が拡大しているという、そういうふうな枠組みの中でテロが生じたということもございいます。あるいはまた、今のアラブ紛争を見ましてもそういう影が、アメリカ軍のブッシュ大統領の枠組みの中での異常な軍事行動というのが世界の安定につながるかどうかというのは非常に疑問です。

今まで安保条約の枠組みの中で吉田、池田、佐藤、あるいは後藤田、宮沢、野中とか、一定の憲法の枠組みを維持しながら日本の繁栄を図ってきた。ところが、今の政府の枠組みは、そこをかなり逸脱してきている。さっきも小山議員がおっしゃいましたように、やっぱり平和憲法の枠組みではもはや解釈できないところまで来ていると。

だから、逆に今、中山太郎氏が会長をしている憲法調査会もございまして、憲法問題を基本的に議論する。そういうことの議論をきちっとしないままこういう憲法に抵触するような有事法制の立法化というものは、逆に問題があるんじゃないだろうか。

この間も一般質問の冒頭に申し上げましたけども、姜尚中という東京大学の教授が東北アジアの家というふうな形で平和のあり方を考えて、そこで憲法解釈をいろいろされてます。そういう枠組みの中で……

議長（角谷英男君） 質問をまとめていただけま

すか。

12番（北出寧啓君） わかりました。そういう枠組みの中で、私は今この有事法制体制の立法化というのは時期尚早である。したがって、反対すべきであるというふうに考えますけれども、小山議員が今言ったテロ対策等の枠組みの中で世界の情勢、アジアの状況、そういうものをどんなふうに把握されてるのか、その範囲でお答え願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 今、北出議員の方から、みずからの平和に対する、またある意味で戦争に対する考え方がる述べられまして、そのことに私はいわゆる大きな枠組みの中では同感するわけがあります。

最後に、アジアの状態についてどう考えるかというようなことでありますけれども、テロ問題から現在でもアフガンで戦争が続いておるわけでありまして、政治の名において人々が殺されているという現実がまだあるわけでありまして。

今こそアジアという問題が日本というものに立つときに、私たちはもう少しアジアに目を向けた外交、また生き方というものをしていかなければならないのではないだろうか。ヨーロッパ、アメリカを中心としたこの20世紀の歩みの中で、アジアというものがある意味で中国に代表されるような形で、経済においても大きな影響力を与えるような状況が出てきております。

一方で、やはりアジアという西洋とはまた違う文化というものの中に日本はもう少しきちっと入り込む中で、これからの日本の歩みを私は考えるべきだろうと思います。その場合に、私は憲法9条というのはアジアに入っていくときの大変大きな、入っていくための私はいいい材料ではないかと思えます。もしこれを有事法制というような形になれば、いよいよアジアに入っていくにくい、そういう状況をつくり出してくるだろうと思えますし、そのことは同時に軍事的な緊張関係も持ってくるわけでありまして、そういうようなことでこの有事法制の背景にある、反対側にある憲法9条というものが、アジアに向かう場合の大変重要なキーワードになるのではないかなという感じを

私は持っております。

どうも貴重な御意見ありがとうございました。
議長（角谷英男君） ほかに。松本議員に申し上げます。賛同者ですから、今までも賛同者の議員さんは遠慮されておられます。御容赦願いたいと思います。

ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第5号を採決いたします。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立によって採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立少数であります。よって議員提出議案第5号は、否決されました。

次に、日程第36、議員提出議案第6号 同和行政を終結する決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

19番（和気 豊君） 議員提出議案第6号、同和行政を終結する決議について、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

同和行政を終結する決議（案）

施行以来28年間にわたる特別措置の法体制は、1997年3月末の「地域改善財特法」の廃止により終止符を打たれた。

そして、一部の事業や施策は残務処理として、5年間の経過措置を講じられたところであるが、これについても本年3月末で期限切れを迎えるものである。

総務省地域改善対策室も、「特別対策の法令上の根拠がなくなる」、「同和地区を取り巻く状況は、これまでの膨大な事業実施により大きく変化した」、「差別解消に、特別対策は必ずしも有効

であると言えない」、「同和地区・同和関係者を対象に限定した施策は、人口移動の激しい今日の状況では実務上困難」などの理由から「特別対策を終了して一般対策に移行する」との方針を、昨年1月以降全国都道府県企画担当課長会議を通じて周知・徹底を図っている。

「部落差別が現存する限り、同和行政は積極的に実施しなければならない」という見解は、部落問題の解決は行政措置によって達成できるとする「同和行政万能論」や、その責任は行政にあるとする「行政無限責任論」にたつもので、部落問題解決に逆行するものである。

行政上の特別対策で、住居・居住環境の改善、生活の安定向上のための条件整備が図られても、それを生かす同和地区住民の主体的な力量なしには部落問題の解決はあり得ない。現在、同和地区の生活実態に見られる「格差」は、部落差別に起因するものではない。

本市においても同和対策特別措置として実施している住宅家賃や保育料減免などを廃止し、今後は一般対策として可能な限りその水準の引き上げを進めるべきである。

よって、行政自らが主体性を確立し、不公平な同和行政の是正を図り、地方自治法第10条に基づき「住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」ことから、勇気と英断をもって同和対策を終了すべきである。

以上、決議する。

平成14年3月28日

泉南市議会

以上であります。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 今、和気議員の方から決議案が読み上げられたわけですが、その文言の中にもあるんですが、特別対策は必ずしも有効であるとは言えないと、こういうくだりがあるんですがね。しかし、特別対策によって今日法的にはなくなるという状況を迎えておいて、それが一定の大きな成果貢献をしてきたということは否めない事

実だろうと思います。

だから、そういう点では結論は違いますけども、そういうことでこの同和行政を終結しようという、それは特別対策があったからできてきたんだろうと思います。人間は個々に一人一人生きとるわけですから、一般化してもなかなか問題の本質は解決できませんし、そういう点でいろんな社会的な問題があるときに、その特化してというんか、特別な対策としてやるのが、私はこれから行政はいずれにしてもそういう手法をとらざるを得ないだろうと思います。

それから、その後同和地域住民の主体的な力量なしには部落問題の解決はあり得ない。そら当然のことですけれども、それをやはりこういう議会の場合から言うというのは一体いかがなものか。それはあなた方も言うように、主体的にみずからがそういうことを感じて動くのが当たり前であって、そういうように当事者でない者がそこに向かってそういう主体性を求めるというのは、ちょっと僭越ではないかなと思います。

それから、今同和対策が打ち切られる中で、あなた方もいろいろ議論した中で、駐車場料金が一挙に2,500円から3,500円に上がったと。おふるにしても、一挙にお年寄りのおふる代が100円から150円でしたかね、150円が250円ですか、これは大人ですが、そういうように一挙に上がってきたわけですが、私は上がる、上がらないという問題以前に、やはり同和施策というのは社会全体をレベルアップしていく、整備していくというところに主眼があると思うんですね。しかし、結果的には何かそういう行政の方で施策をやってきたことが廃止されて、そして何も無い状態の中へ放り出していくという、そういうことにならわってる問題をどうとらえるかですね。

同和事業といっても、そこで同和事業だけに対応したものをやったわけじゃなしに、社会全体を眺めた中で施策を展開したわけですから、むしろそちらの方に社会全体の質を移行していくというのが、特に共産党さんの場合では、やはり野党として弱い立場に立って政治活動をしてきたことから考えれば、駐車料金の2,500円というのは問題があるとかないとかという以前に、そこで決め

たものにむしろ今の生活の苦しいときに上げるといふ形にあらわれるこの同和施策が終止符を打つということについては……

議長（角谷英男君） 質問をまとめていただきたいと思います。

3番（小山広明君） ……どのように考えておるかですね。結果的には市民の負担がふえるわけですから、その点をお答えをいただきたいと思いません。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 小山議員にお答えを申し上げます。

大綱3点にわたる質問であったというふうに思います。

1点目は、差別解消に特別対策は必ずしも有効であると言えない。決議の案文をとらえて御質問がありました。

私は、この同和対策事業、過去において三十数年この我が泉南市でもやられてきたわけでありませんが、その事業は、その特別措置の対象を確定するために特定の地域を同和地域と指定し、その地域に事業や施策を重点的に実施する特別対策という形で進めてまいりました。これは不可避免的に避けられないものとして、同和地域を周辺地域から分離、隔離する性格を本来的に持っていると思います。

ですから、同和対策を一定期間以上にわたってこれ以上継続実施することは、同和地域を周辺地域から行政的に隔離、分離して固定化することにつながり、同和地区内外を分け隔てきた垣根を取り除いて、社会的交流を促進させるどころか、逆にそれを妨げ、同和問題の解決に逆効果をもたらすことになる、こういうふうに考えます。行政がつくった垣根、これは速やかに今取り払って、差別解消に向けてその地域が民主的に何のわだかまりもなく交流し合える、こういう状況をつくり出していく、このことが今必要である。ですから、国もいわゆる同和対策事業、特定の地域指定、こういうものを取り払っているわけでありまして。

それから、2つ目の主体性の問題であります。現実、今まで市が行ってきた同和行政、これは必ずしも地域の住民の皆さんの主体性確立、こうい

うことではほど遠かったのではないかというふうに思います。これは私の考え方であります。ですから、当然今の施策を生かす、これまでの施策を生かす、そういう主体性、努力、こういうものがさらに地域に民主的なそういう地域づくりを行っていく、こういう要因になる。そのことがとりもなおさず差別の解消につながっていく、こういうふうに考えています。

それから、社会全体の駐車場料金等の問題であります。これはもう公正な行政をとり行っていく、一般施策で実施していくわけですから、一般住民の皆さんの目線、そして一般住民の皆さんの置かれている現実の状況に照らして、それに受け入れられるような料金設定をしていく。当然のことであろうと、こういうふうに考えます。

以上です。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 最後の質問なんか、僕は市場原理にゆだねてしまうみたいな危険性を持ちます。やっぱり行政というのは、そういう競争社会の中でより弱い人が生まれるわけですから、そこに手だてをしていくというのが行政の大きな役割ですね。ほっといても市場原理、ほっといても生きていける人は政治をそう必要としないわけですから、やっぱりそういところに漏れてくる、そういう人たちをどう支えていくかというのが行政の大きな責任ですからね。

今の現状を見て、今まで2,500円でとめておったものが一挙に3,500円に上がるというのは、そら一般の人の、一般住民の目線に立ってというけども、そうであればもう政治も要らないし、私は行政も要らないと思うんですね。そういう点で、現状をよく見て、現象的には私は同和施策がなくなったことは、市民の負担がふえたということにつながっていくものを感じます。

それから、主体性を確立しないというやり方が、それじゃ主体性というのは至って、そらほっといたらだれでも死んでしまうんだから、頑張るといことはある程度あると思うけども、頑張れない人もおるわけですから、そういう点でやはり主体性というのはかなり時間のかかる、本当にその人の立ち上がりを待つという、そういうことが要る

んで、外からさあ主体性を持てと、そういうようなことは、よもや和気議員から聞くと思ってませんでした。本当に主体性というのは、辛坊強くその人が立ち上がるまで待つという、そしてどこまでが外からカバーできるか、フォローできるかということが重要なんで、そう簡単に主体性、主体性と言ってできるものではないから、とらえ方が大変問題だと思います。

議長（角谷英男君） 小山議員に申し上げます。まとめてください。

3番（小山広明君） だから、今の御答弁いただいたことについて再度言っとるわけですから。

それから、同和施策をする上において、一定地域を指定しないと同和施策できなかったことは不可避的には仕方ないという、そういう表現でした。これはやはり施策をするにおいては、現に社会の中にあるそこは同和地域だという1つの現実の中で、その人たちがみずからここは同和地域ですよということを言わない限り施策はできないわけですから、現在でも全国の中でそういうものを名乗らずに、名乗れずに同和施策がされておらない地域もあるということですから、だから……

議長（角谷英男君） 小山議員に申し上げます。質問をまとめてください。

3番（小山広明君） だから、そういう点で分け隔てをせず、わだかまりをなくと言いますけれども……

議長（角谷英男君） もう一度申し上げます。感想ではなく質問をまとめてください。

3番（小山広明君） 私の言うことを聞いてくださいよ。

議長（角谷英男君） まとめてください。あなたは感想を言ってるんです。

3番（小山広明君） まとめるということはない。私は意見言っとるんだから。

議長（角谷英男君） 意見でなく質疑中です。

3番（小山広明君） 介入ですよ、それは議員の質問に対する。おかしいですよ。

議長（角谷英男君） 質疑中です。議場の整理をしますよ。

3番（小山広明君） 整理でも何でもしたらいいけど、私は意見を言っとるのに、そんな途中で…

...

議長（角谷英男君） 意見じゃなしに質疑なんです、これは。

3番（小山広明君） 質疑を言っとるじゃないですか。聞いとったらわかるじゃないですか。

議長（角谷英男君） やってないから注意してるんです。

3番（小山広明君） 何を言っとるんですか、後ろからやじが入ったらすぐ私に対して何か言うというのは。

議長（角谷英男君） やじではありません。私の判断でやっております。

3番（小山広明君） だから許された範囲の中でやっとるじゃないですか。

議長（角谷英男君） 私の判断です。

3番（小山広明君） あんたのやり方は介入ですよ、人の意見を言うことに対して。

議長（角谷英男君） もう一度言います。私の判断でやっております。続けるなら早くやってください。

3番（小山広明君） 判断でも、私は議員として質問しとるんじゃないですか。何を言っとるんですか。

議長（角谷英男君） 質問ならまとめてやってください。

3番（小山広明君） 私は冷静に言っとるのに...

...

議長（角谷英男君） 私も冷静に言っております。

3番（小山広明君） 不規則発言については何らあんた注意をせずに、私のことにだけ不規則発言に呼応してやね、私に介入しとるんじゃないですか。

議長（角谷英男君） 介入して 早くやってください。

3番（小山広明君） ちゃんと客観的に見たらわかりますよ。

議長（角谷英男君） 早くやってください。

3番（小山広明君） あんた一体ね、不規則発言に1回でも注意したことがありますか。

議長（角谷英男君） 早くやってください。あなたに言っております。

3番（小山広明君） 大変難しい議論を私はしと

るわけですからね、そう簡単にそら差別問題というのはされる者とする者との関係の中もあるし、いろいろそらやりにくい問題いっぱいあるわけでしょう。その中で今この議論をしとるわけですから、ちょっと私のやることがあなたの判断で悪いと思ったらそう介入せんといってくださいよ。こっちは冷静さを失っちゃうわけですから。

だから、分け隔てをないとか、一体分け隔てをしたのはだれなんですか。そういう問題抜きにわだかまりなくと、どこから叫んだって、そんなん通用する話じゃないでしょう。どれだけ苦しい中で同和行政ということが国の施策として今日まで三十数年やってきた。こんな例が歴史の中にありますか。国がそう簡単に金出しませんよ。地方自治体に財政負担をはいかんという運動体の中から進めてきたんじゃないですか。だから、私の言うのは分け隔てをするな。だれが分け隔てをしたんですか、差別問題というのは。

今の和気さんもわかっとるはずだけでも、差別というのは受ける側とする側との問題があるんですよ。だから、そういう分け隔てをせずにわだかまりを持つと。どこから言うかというのが問題なんですよ。ということ私は今の和気さんの答弁を聞いて納得いかないから、こうやって再度質問しとるんじゃないですか。少しぐらいは寛容な気持ちになって、冷静に聞いてくださいよ。さっきから言うたって、ちょっと不規則発言があったら、あんたすぐ私に対して指導するじゃないですか。まず不規則発言をとめるべきですよ、ああいう場合には。そういうことで再度質問させていただきました。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私の3つの答弁に対する再度の質問であったというふうに思います。

まず前後、後先になりますが、1つは駐車場料金の問題であります。駐車場料金、小山さんもこの条例を受けた規則、御案内のとおりだと思いますが、3,500円にはする。しかし、本当に困っている人には減免規定の適用もある。制度の中で保障しているわけですから いや私はむしろ、これまでの197億円に及ぶ市の施策によって、地域の環境は大きく改善をし、当然一般並みの駐車

料金にたえる人たちが出てきている、こういうふう
にその成果に確信を持っています。いわゆる困
ってる人には減免規定をと、こういう処理の仕方
で対応していただければと、こういうふうに思
います。

それから、主体性の問題については、まさにこ
れまでの成果を生かしていくためにもみずからの
力でみずからの地域を変え、そして一般の皆さん
の中にまだあるやもしれない差別意識を一緒にな
って解決をしていく。この一般地域の人々の中
にある内心の問題は、これは行政が解決すべき問
題ではない。行政が力でもってそれを引きずり出
し、解決するものではない。やはり住民みずから
その意義を理解する、そういう主体的な努力の中
で解決がされていくと、こういうふうに思いま
す。

それから、特別対策の問題については、もう再
度申し上げませんが、このことが今後同和行政を
進めていく差別の解消、これは地域の垣根を取り
払って、そしてみんなが民主的な地域づくりをし
ていく、この中で封建的為政の残り物である差別
が解消されていく、こういうふうに思っています。
ですから、一地域を限定する、垣根をつくる、こ
ういうようなことが今後いささかもあってはなら
ない、そういうふうに考えています。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本
件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

小山君。

3番（小山広明君） 同和行政を終結する決議案
に反対の立場で討論させていただきたいと思いま
す。

文書全体の中にある問題点でありますけれども、
やはり差別という大変議論のしにくい問題に対し
て、長い間国の施策としてこの部落問題について
の解放、解釈、解決というものについて取り組ん
できた関係者の皆さんに、ほんとに日本の民主主
義にとって大変重要な施策であったと私は思いま
す。

今も言ったように、垣根はだれがつくったのか。
そういうことを1つ考えれば、はっきりするのは
ないでしょうか。いまだに垣根をつくっている

のは、私は被差別部落の人たちではなしに、あそ
こは部落だという形で私の日常生活の中でもよく
見聞きをするわけであります。そういう垣根とい
うものを一体どのような形で取れるとあなた方は
考えておるのでしょうか。もうそういう垣根がな
くなれば、部落問題は果たしてなくなるという問
題でしょうか。

世界に行った日本の知識人が日本には部落問題
はないということを言って、国際的に大きく批判
されました。ないと言えないと言えるのか。実
態という問題が私は大事だろうと思いますし、こ
の問題について国が財政問題からこの措置を切っ
てきた面があることは、ほかのこととつなぎ合わ
せればよく理解できるのではないのでしょうか。そ
して、いまや部落問題が地方自治体の課題として
大きくのしかかってまいりました。そして、財政
的にしんどいその予先がどこに向かうかといえ
ば、同和行政ばかりやっておるからまちが豊かにな
らないんだということに現にあらわれておるじゃ
ないですか。では、同和事業がなくなれば、ほん
とにこのまちがみんなにとって豊かなまちになる
んでしょうか。私は、根本的に一番しんどいところ
に立って行政を行い、政治を行うということが
政治の要諦であると思います。

そういう意味で、私たちはそういう差別を受け
てきた人たちみずから大きなうねりとなって、も
う行政としての措置は要らないと、そういう声を
待つぐらいの余裕と忍耐が私たちに必要なん
ではないでしょうか。こういう議会という権力の大き
な場において、このことが関係者の全員の傍聴も
関心もない中で議論され、もしこのことが可決さ
れるというようなことがありましたら、民主主義、
市民の立場に立った議会ということはどうなるん
でしょうか。私は、この問題についてはもっとも
っと関係者の中に入り込んで、この問題を語り、
議論する中で私は進めていく問題だろうと思いま
す。

提案者が毎回毎回このような提案をしてくるこ
とには、私は実りのあるやり方ではないように思
います。本当にこのことを再度出すからには、そ
ういう地域に入って、市民の中に入って本当に議
論をしながら、私たちに見える形でその結論を見

せていただきたい。そういうものが全く見えない中で、そういう形で常に出してくるあり方については、本当の意味での解放ということには私はならないと思いますので、ぜひこの決議には議員各位の賢明なる御判断をひとつよろしく願いをし、提案者においては、もっと真に市民にも私たちにもよくわかる形でこの問題の解決と一緒に努力していきたいという願いを込めて、反対の討論にさせていただきます。

〔和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 地域に入ることもなくというふうな失言、いわゆる机上の空論のような論議をしていると、提案をしていると、こういうふうにとらえるような発言もありました。

私は、地域に入って、地域の皆さんと語り合い、そして今の皆さんの気分、感情、願い、こういうものを十分つかんで活動し、その上に立った提案を提案ですから一般的にはなっておりますが、提案をしております。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立少数であります。よって議員提出議案第6号は、否決されました。

ただいま可決されました意見書、決議につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては議長に御一任願いたいと思います。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

この際、来る3月31日付をもって退任されます本市助役であります蜷川善夫君から、退任に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。蜷川善夫君。

助役（蜷川善夫君） 定例会最終日の審議で大変お疲れのところ、議長の御配慮を賜りましたので、

退任に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

この場で助役選任の同意をいただきましたのが平成12年の3月27日でございますので、早くも2年が経過をしたわけでございます。この間、ほんとにさまざまなことがございましたが、伝統ある泉南市議会の個性豊かな議員諸氏の御指導と多くの職員のサポートによりまして、何とかこうしてまたこの場で退任のごあいさつができますことをまずもって心より厚く御礼を申し上げます。

振り返ってみますと、この2年間は市にとっては過去大きな争点となりました関空の埋立同意に代表されるような大きな懸案となる事項もなく、比較的平穏な時期ではなかったかというふうに思います。昨年末には関空の運営形態が大きな議論を呼びましたけれども、2期工事も着々と進んでおりますし、本市にとって長年の懸案でございました泉南病院の問題についても、議会の全面的な御協力をいただきまして、福祉保健医療ゾーンの中核施設のオープンに立ち会えると、こういう幸運もございました。

しかし、内部的には引き続き景気の低迷のもとで、財政状況に一層の厳しさが募り、いかにして市政の健全な運営を確保していくかということが最重要課題として問われた時期でございました。そして、むしろそのことの方が何よりも重要で、私に求められた役割もこの問題に対してどういうふうに取り組むかということであったというふうに思っております。

結果から申し上げますと、今市民に提示をし、進めております行財政改革は、本市特有の構造的な問題もございまして、短期的には当面の赤字財政からの脱却を示し得ておらず、その意味では抜本的な健全化策とはなり得ておりません。この点については私の力不足を率直に認めなければならないと、このように思います。

しかし、ややもすれば見過ごされがちでございますが、短期的な赤字対策に劣らず本市にとってほんとに重要なことは、行政評価や公・民の役割分担、これの見直し、分権の時代を担うにふさわしい人材の養成など、新しい行政システムの構築へ向けての取り組みをいち早く進めるということが重要であるというふうに思います。そして、新

行財政改革大綱にこの点をきちんと盛り込めたことは1つの大きな成果であると、このように思っております。

ここで御理解をいただきたいことは、新しいシステムへの転換というこの問題意識がトップダウンによる一方的な指示によるものではなく、大綱の策定過程の中で職員で構成した作業部会での活発な議論によって出てきたものであるということでございます。市の提供するサービスは、職員のものではなく、市民の目線に立ってどうしていくのか、それを考えることが大切でありますし、私の仕事の基本スタンスもそこにございました。市を準用再建団体に転落させることがどれほど市民を不幸にするか、そのことを職員自身が十分に理解をした上で大綱にその方針が盛り込まれたということは、大変重要な意味があるというふうに思います。

職員に危機意識が足りないということがよく指摘をされます。しかし、この行革の議論の過程で多くの職員が本気になってこの問題に取り組んでくれました。絶対再建団体に落としたりあきらめんと、一緒になって頑張ります、こう言ってくれた職員も現実におるのです。さまざまな課題に直面し、時には弱気になることもありました。私はこの言葉にどれだけ支えられたかわかりません。それもこれも、どうしたら市がよくなるのか、市と市民のため、一步でも二歩でも前へ進もうと、こういう視点からの言葉であったというふうに思っております。私は、こうした職員、人々に支えられて仕事できたことは、私の大きな財産であるというふうに思っていますし、今ほんとにうれしく思っております。

もちろん、大綱にそれを書いただけでは何にもなりません。絵にかいたもちにしないためには、この議会でもたびたび御指摘をいただきましたように、大綱の課題をスピードを上げてやり切ることが何にも増して重要であります。そして、私は今申し上げたこういう熱意ある人が頑張っていてくれる限り、本市の行財政の立て直しも含めて、その将来は決して暗いものではないというふうに確信をするものでございます。

議員の皆様方には本当にお世話になりました。

いろいろな議案の処理の過程で厳しいご叱責も賜りました。御指導をいただいたこともございました。そして、一方では親身になってサポートもいただきました。また、この本会議や委員会の場合だけではなく、日ごろのかかわり合いの中で大いに議論をさせていただいたというふうに思っております。

今、こうしてごあいさつさせていただいて頭をよぎりますのは、後ろ向きのこともございますけれども、税財政のことやまちづくりや人づくり、あるいは合併、それから分権時代に向けて市の将来をどうしていくのか、こういうことで大いに議論を交わした前向きで積極的な議論のことばかりでございます。議論に熱中する余り、時には失礼なことを申し上げたこともあるかというふうに思いますが、市の発展を願う気持ちのほとばしりということでどうか御寛容を賜りたいと存じます。

本市での勤務は2年間と大変短い期間ではありましたが、内容の濃い経験をさせていただいたと思っております。今後、この得がたい経験を糧に、同じ地方行政に携わる者として、地域の発展のために一層職務に精励をしまいたいと存じます。皆様方にはどうぞ変わらぬ御厚情を賜りますようお願い申し上げます。

市政は当分厳しい状況が続くことが予想されます。しかし、この逆境の時代こそ変革の大きなチャンスであると、このように私は思っております。伝統ある市議会と行政の徹底的な議論を通じて未来志向で都市間競争に勝ち抜き、本市が大いに発展することを御期待申し上げたいと思います。

最後になりましたが、私に賜りました御芳情に改めて感謝を申し上げ、泉南市議会のますますの発展と議員各位の御健勝、御多幸をお祈り申し上げます。退任のごあいさつといたします。ほんとにありがとうございました。

議長（角谷英男君） 蜷川善夫助役退任に当たり、私から一言お礼の言葉を申し上げます。

蜷川助役が本市助役として就任されたのは去る平成12年4月であり、それから今日まで2年間という月日が経過いたしました。光陰矢のごとしと申しますが、まことに歳月の流れは早いものであります。その間、あなたは泉南市発展のため、

上林助役とともに向井市長の補佐役として卓越した識見、能力、指導力を十分に発揮し、2年間という限られた期間ではございましたが、本市発展のために多大なるお力添えをいただき、その御苦労、御功績は甚大なるものがあり、私たちの喜びとするところであります。

このときにあってあなたが退任されますことは、まことに言葉に言いあらわせない寂しさを感じるものであり、在任中の思い出が走馬燈のように頭をめぐります。しかし、引きとめることはできません。今後は、大阪府という大きな世界に帰られ、職務に精励されるわけでありますが、本市において培った経験をもとに、さらなる頑張りを御期待申し上げます。

語り尽くせばいろいろと惜別の情がわいてまいります。何とぞ蜷川助役におかれましては、御健勝でますますの御活躍を祈念するとともに、今後も泉南市発展のためになお一層御指導、御支援のほどを切にお願い申し上げ、本市議会を代表して私からの感謝の言葉といたします。まことにありがとうございました。

さらに、この機会において、今回諸般の事情により退職を予定されている部長を初めとする職員の方におかれましても、蜷川助役同様、健康に留意され、今後も本市発展のために長きにわたる経験を生かした御指導、御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます。

これをもちまして、平成14年第1回泉南市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後5時49分 閉会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 成 田 政 彦

大阪府泉南市議会議員 巴 里 英 一